

福県医発第 505 号 (地)

平成16年6月11日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 竹 嶋 康



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について、福県医発第654号（H14. 6. 28付）にて通知いたしておりましたが、今般、改正法の第3次施行分が平成16年4月1日から施行されることに伴い、障害者雇用率制度における除外率を見直し、民間事業主に設定されている除外率について、すべての業種の除外率を10%ポイント引き下げる旨の通知であります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

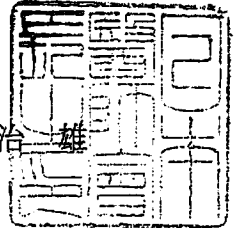




日医発第225号(地Ⅲ39)
平成16年6月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治一雄



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律につきましては、平成14年6月20日付(地Ⅲ64)をもって貴会宛に送付申し上げました。

今般、改正法の第3次施行分が、平成16年4月1日から施行されることになり、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長より本会に対して周知方依頼がありました。

改正の主な内容は、障害者雇用率制度における除外率を見直し、民間事業主に設定されている除外率について、すべての業種の除外率を10%ポイント引き下げるものであります。ご承知のとおり、障害者の法定雇用率は、1.8%、医療業の除外率は50%でありましたが、今後は除外率が40%になります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、①障害者の雇用促進のために 事業主と障害者のための雇用ガイド

②障害者雇用納付金、障害者雇用調整金、報奨金 ご案内

③障害者を雇用する事業主の方へ各種助成金のご案内

につきましては、貴会分と貴会管下郡市区医師会分を併せて同封いたしますので、よろしくお願い申し上げます。



はじめに

それぞれの人が、その適性と能力に応じた職業に就き、その職業に生きがいを感じて充実した毎日を過ごせることはどんなに素晴らしいことでしょう。障害のある人も障害のない人たちと同じように生活し、活動できる社会をつくり、「完全参加と平等」の理念を実現することは、極めて重要な課題です。もし、働く意欲と能力を持ちながら障害があるというだけで雇用されないとするならば、それは大変残念であり、あってはならないことです。

近年は、事業主の皆様をはじめとして、障害者の雇用についての理解と関心が高まり、また、障害者の皆様のご努力によって多くの方々が社会で活躍するなど、障害者の雇用状況は着実な改善がみられるところですが、一方で、厳しい雇用情勢が続く中、まだ多くの障害者の方々が働く場を求めており、障害者の雇用も依然として厳しい状況が続いています。

厚生労働省と独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構では、障害者の雇用の一層の促進を図るため、障害者雇用率制度の厳正な運用、障害者雇用納付金制度の適正な運営、職業リハビリテーションの提供といった施策を一体的に推進しておりますが、事業主、障害者の皆様をはじめ関係者の方々にもこれらの制度・施策を十分にご理解いただき、より多くの方が働くことを通じて社会に参加し、生きがいを実感できる社会の実現にご協力いただきたいと思います。

障害者の皆様におかれましては、各関係機関及び施設のサービスを社会への積極的参加の一助としてご活用ください。また、事業主の皆様におかれましては、障害者の方々の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、職業を通じての社会参加を進めていくことの重要性、必要性を御理解いただき、さらなる御協力をお願いいたします。

平成15年

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

(平成15年9月まで日本障害者雇用促進協会)

身体障害者

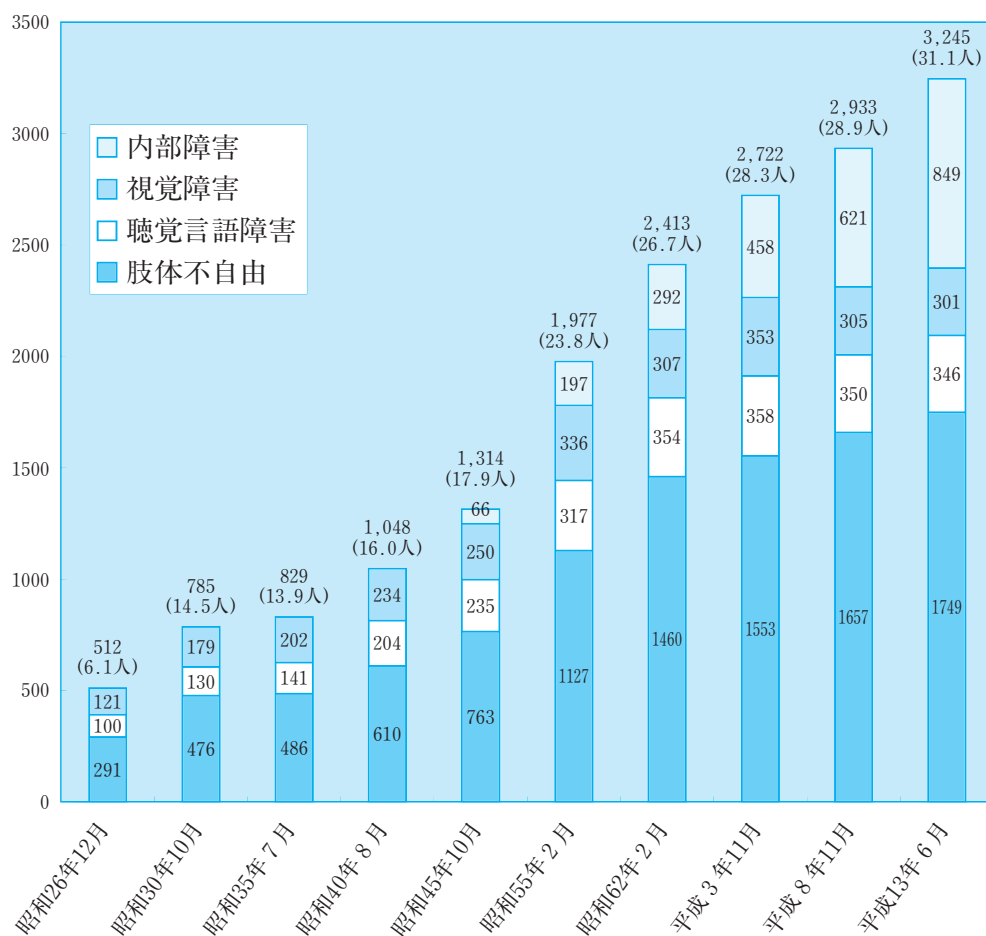
身体障害者の状況

● 身体障害者数は約325万人 ●

厚生労働省の平成13年の実態調査によれば、わが国の身体障害者数(年齢18歳以上)は、3,245千人です。これは、18歳以上の人口千人比で、31.1人すなわち千人のうち約31人が身体上に何らかの障害をもっていることとなります。

身体障害者の数は年々増加しており、前回(平成8年11月)の厚生労働省調査の2,933千人(人口比2.9%)に比べ約10.6%の増加です。また、平成13年の厚生労働省調査で身体障害者を障害の種類別にみると、肢体不自由が1,749千人(53.9%)と最も多く、次いで内部障害849千人(26.2%)、聴覚言語障害346千人(10.7%)、視覚障害301千人(9.3%)、となっています。

身体障害者の増加の状況(18歳以上)



グラフ上の数字は総数。()内は人口千人に対する人数
(資料出所) 厚生労働省「平成13年 身体障害者実態調査」

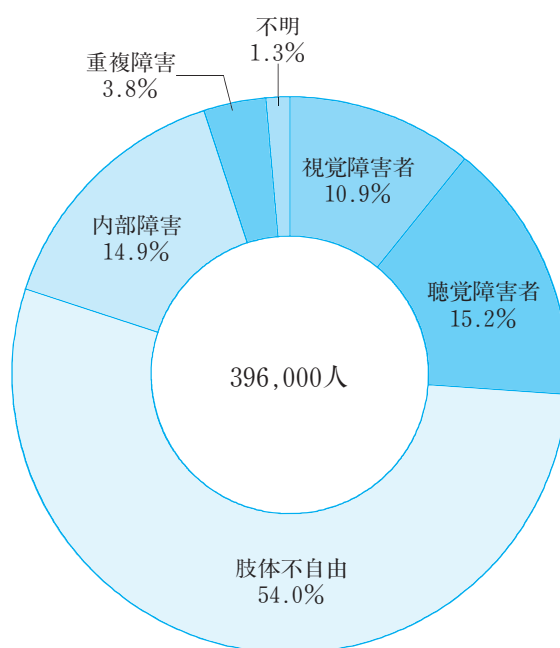
身体障害者の雇用の実態

● 常用雇用の身体障害者は約39万6千人 ●

厚生労働省の平成10年の実態調査によると、5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業所に常用で雇用されている身体障害者は全国で39万6千人と推定され、これを平成5年の実態調査と比べると15.1%の増加（平成5年：34万4千人）となっています。

これらの身体障害者の障害の種類・程度別の状況は下図のとおりとなっています。

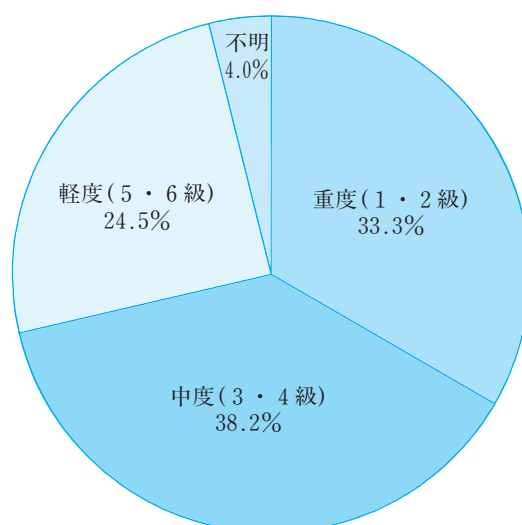
障害者の種別の状況



(注) 聴覚障害者には聴覚障害の他に音声・言語機能障害、平衡機能障害が含まれます。

(資料出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成10年)

障害者の程度別の状況

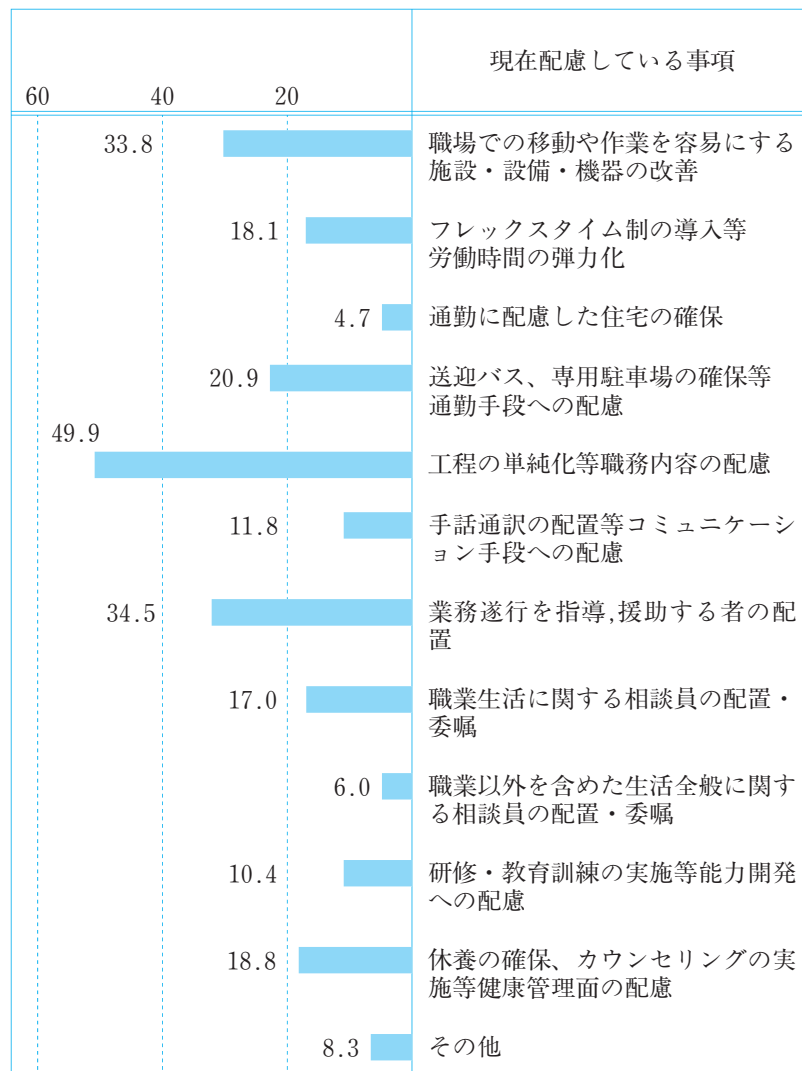


身体障害者雇用のための配慮の状況

身体障害者を雇用している事業主のうち身体障害者に対して、雇用上何らかの「配慮をしている」事業所の割合は69.5%となっています。配慮事項の内訳を具体的にみると次のとおりです。

身体障害者の雇用上の配慮（複数回答）

(%)



(注) 「配慮している」とする事業所を100としています。

(資料出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成10年)

知的障害者

知的障害者の状況

知的障害者数は約45万9千人

厚生労働省が、平成12年に実施した「知的障害児(者)基礎調査」によると、在宅の知的障害児・者は約32万9千人と推計され、これを知的障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している知的障害児・者約13万人と合わせると、わが国の知的障害児・者数は約45万9千人です。

これを年齢別にみると、18歳未満の知的障害児が102,400人（22.3%）、18歳以上の知的障害者が342,300人（74.6%）となっており（年齢不詳の区分があるため、合計は100%となっていない）、このうち在宅の知的障害者の程度別内訳は、軽度・中度が45.8%、重度・最重度41.9%となっています。

在宅の知的障害児・者の程度別状況

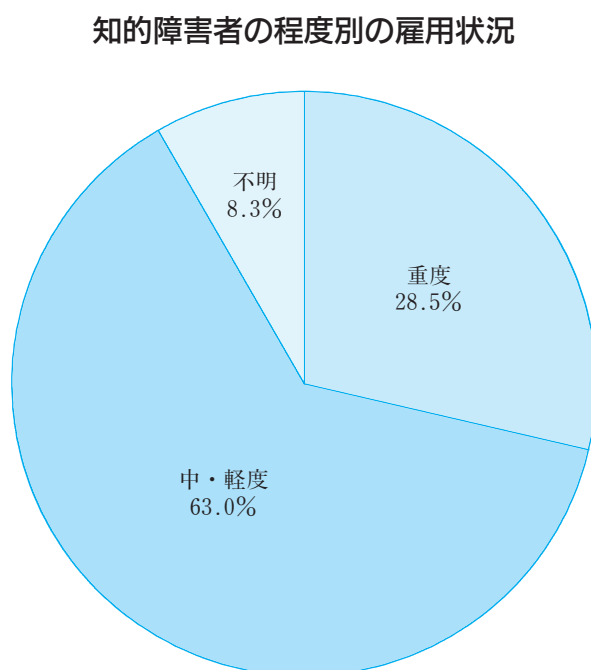
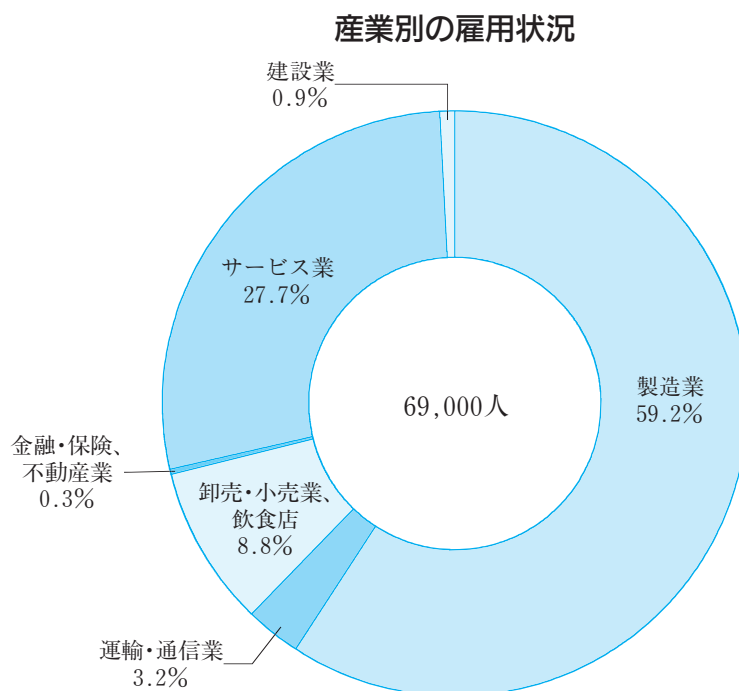
	総 数	軽 度	中 度	重 度 ・ 最 重 度	不 詳
推 計 数 （単位：人）					
総 数	329,200	73,200	77,600	138,100	40,300
18歳未満	93,600	18,300	17,800	48,500	9,000
18歳以上	221,200	52,100	57,400	86,400	25,300
不 詳	14,400	2,800	2,400	3,200	6,000
百 分 率 （単位：%）					
総 数	100.0	22.2	23.6	41.9	12.2
18歳未満	100.0	19.5	19.1	51.8	9.6
18歳以上	100.0	23.6	25.9	39.1	11.4
不 詳	100.0	19.4	16.7	22.2	41.7

（資料出所） 厚生労働省「平成12年度知的障害児(者)基礎調査結果の概要」（平成13年9月）

● 常用雇用の知的障害者は約 6 万 9 千人 ●

厚生労働省の平成10年の実態調査によると、5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業所に常用で雇用されている知的障害者は、全国で6万9千人と推定され、これを平成5年の実態調査と比べると、15.0%の増加（平成5年：6万人）となっています。

産業別には、これらの知的障害者の59.2%が製造業で雇用されて最も高い割合を占めており、次にサービス業（27.7%）となっており、製造業の占める割合が高くなっています。



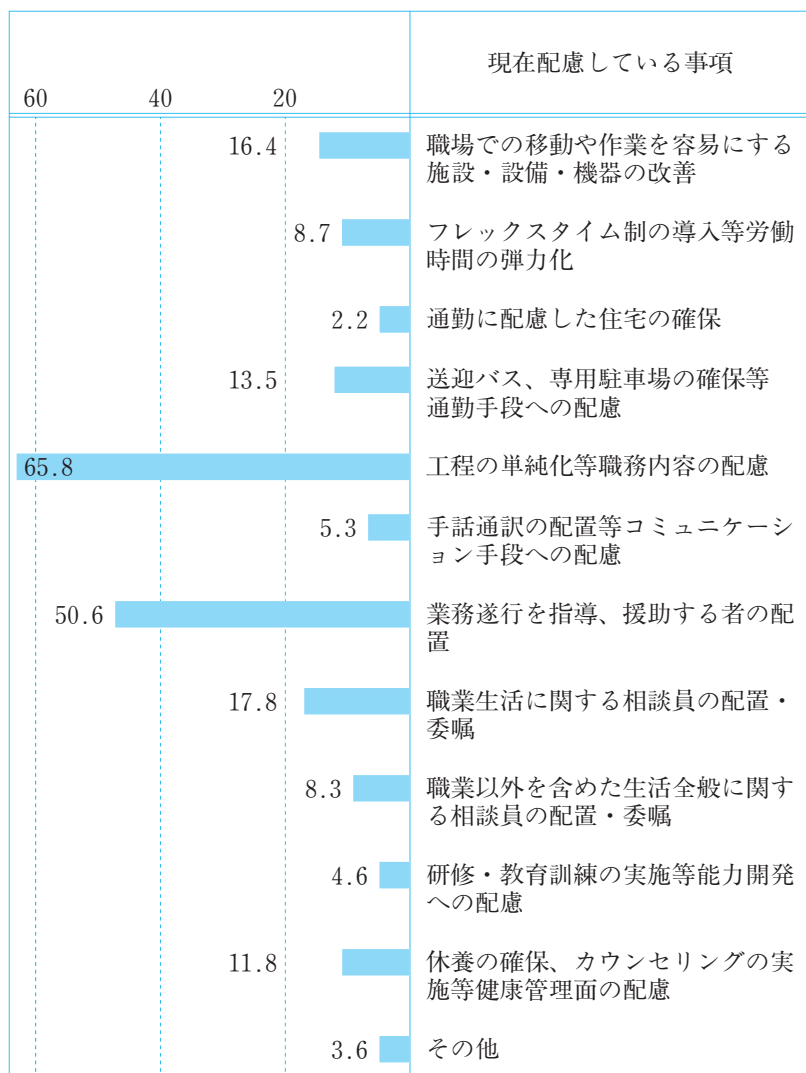
（資料出所） 厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成10年）

知的障害者雇用のための配慮の状況

知的障害者を雇用している事業所のうち、知的障害者に対し、雇用上何らかの「配慮をしている」事業所の割合は88.4%となっています。配慮事項の内訳を具体的に見ると、次のとおりです。

知的障害者の雇用上の配慮（複数回答）

(%)



(注) 「配慮している」とする事業所を100としています。

(資料出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成10年)

精神障害者

精神障害者の状況

精神障害者数は204万人

平成11年度患者調査、厚生省報告例等によると、精神障害者は全体で204万人と推定されています。そのうち精神病院に入院している者は33万人、社会復帰施設に入所している者及びグループホームを利用している者は9千人、在宅において生活している者は約170万人と推計されています。

精神障害者の精神疾患の種別構成割合は、「精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害」が最も多く、32.5%を占めています。その次に「気分（感情）障害（躁うつ病を含む）」21.5%、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」20.7%、「てんかん」11.5%となっています。

推 計 患 者 数

区 分	入 院		外 来		総患者数	
	人 数	比率	人 数	比率	人 数	比率
血管性及び詳細不明の痴呆	46千人	13.5%	75千人	4.4%	121千人	5.9%
アルコール使用〈飲酒〉による精神及び行動の障害	17千人	5.0%	27千人	1.6%	44千人	2.1%
その他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1千人	0.3%	4千人	0.2%	5千人	0.2%
精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害	214千人	62.6%	452千人	26.5%	666千人	32.5%
気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	26千人	7.6%	451千人	24.3%	441千人	21.5%
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	7千人	2.0%	416千人	24.4%	423千人	20.7%
その他の精神及び行動の障害	13千人	3.8%	71千人	4.2%	84千人	4.1%
アルツハイマー	10千人	2.9%	19千人	1.1%	29千人	1.4%
てんかん	8千人	2.3%	227千人	13.3%	235千人	11.5%

厚生労働省「平成11年患者調査」をもとに推計

精神障害者の雇用の実態

● 常用雇用の精神障害者は約 5 万 1 千人 ●

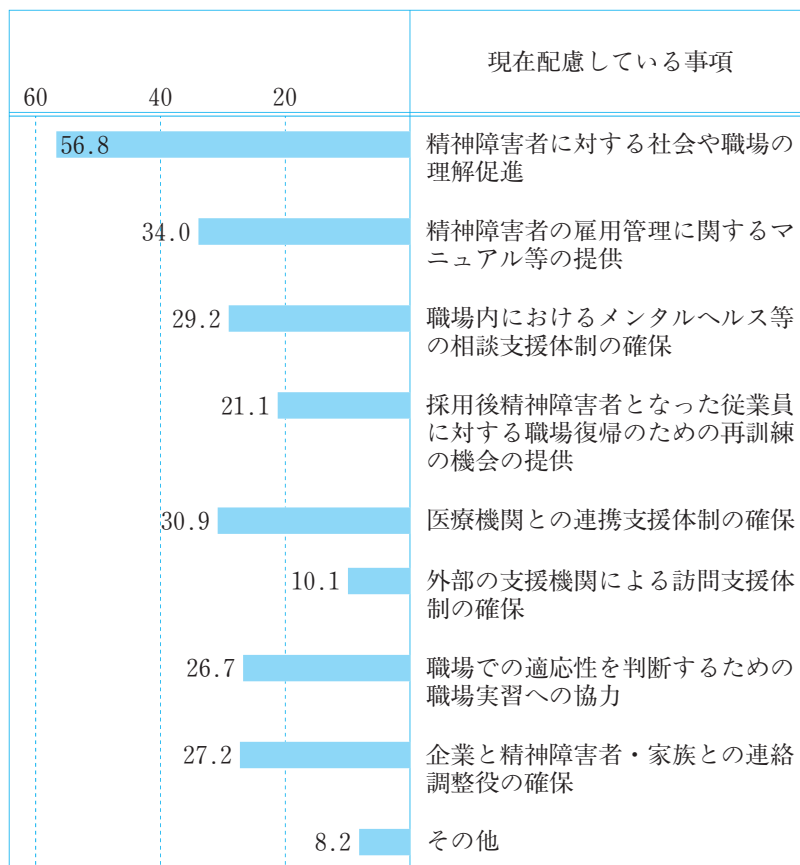
厚生労働省の平成10年の実態調査によると、5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業所に常用で雇用されている精神障害者は、全国で5万1千人と推定され、これを平成5年の実態調査と比べると、2万8千人の増加（平成5年：2万3千人）となっています。

雇用上の課題や配慮

精神障害者の雇用の促進や維持を図るために条件整備が必要な事項として「精神障害者に対する社会や職場の理解促進」が調査回答事業者の56.8%と最も多く、次いで「精神障害者の雇用管理に関するマニュアル等の提供」が34.0%と多くなっています。

雇用促進等に関する条件整備(複数回答：3つまで)

(%)



(資料出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成10年)

障害者の雇用の状況

● 民間企業の実雇用率は1.47%（法定雇用率は1.8%） ●

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用労働者数（全従業員数から除外率相当の労働者数を除いた数）が56人以上の一般民間の事業主は、その常用労働者数の1.8%以上の障害者（身体障害者又は知的障害者等）を雇用しなければならないこととされています。（同法の一部改正により平成10年7月1日施行）

平成14年6月1日の調査によると、身体障害者及び知的障害者の実雇用率は、前年より0.02ポイント低下し1.47%でありました。

なお、短時間労働者のうち重度障害者に限って、雇用率に1人としてカウントできることとなっており、また、重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてカウントされています。

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

（平成14年6月1日現在）

区 分	(1) 企業数	(2) 常用労働者数	(3) 障害者の数			(4) 実雇用率 C÷(2) ×100	(5) 法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度障害 者（常用）	B. 重度障害 者（常用）以 外の障害者	C. 計 A×2+B		
人	企業	人	人	人	人	%	%
56 ～ 99	21,913 (21,756)	1,606,160 (1,598,239)	5,877 (6,136)	12,702 (13,762)	24,456 (26,034)	1.52 (1.63)	55.1 (53.3)
100 ～ 299	27,610 (27,823)	4,038,458 (4,062,950)	12,543 (13,061)	27,860 (29,097)	52,946 (55,219)	1.31 (1.36)	56.2 (54.8)
300 ～ 499	5,287 (5,385)	1,758,677 (1,795,280)	6,627 (6,462)	12,482 (12,448)	25,736 (25,372)	1.46 (1.41)	61.0 (61.8)
500 ～ 999	3,573 (3,597)	2,186,747 (2,207,254)	8,320 (8,511)	14,624 (15,208)	31,264 (32,230)	1.43 (1.46)	66.2 (66.6)
1,000人以上	2,555 (2,554)	7,159,342 (7,272,333)	31,812 (32,123)	48,258 (49,769)	111,882 (114,015)	1.56 (1.57)	72.9 (73.4)
規模計	60,938 (61,115)	16,749,384 (16,936,056)	65,179 (66,293)	115,926 (120,284)	246,284 (252,870)	1.47 (1.49)	57.5 (56.3)

（資料出所 厚生労働省職業安定局集計）

注1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 A欄の「重度障害者（常用）」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「重度障害者（常用）以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

4 ()内は平成13年6月1日現在の数値である。

一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成14年6月1日現在)

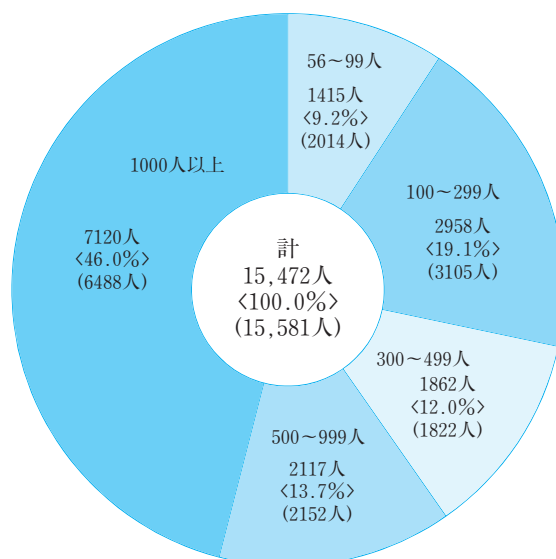
区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 C÷② ×100	⑤ 法定雇用 率未達成 企業の割 合
			A. 重度障害 者 (常用)	B. 重度障害 者 (常用) 以 外の障害者	C. 計 A×2+B		
	企業	人	人	人	人	%	%
農、林、漁業	126 (127)	19,038 (19,117)	70 (77)	184 (174)	324 (328)	1.70 (1.72)	40.5 (37.8)
鉱業	47 (54)	8,102 (9,071)	27 (27)	73 (79)	127 (133)	1.57 (1.47)	42.6 (46.3)
建設業	2,095 (2,223)	553,725 (587,096)	2,063 (2,177)	3,307 (3,620)	7,433 (7,974)	1.34 (1.36)	55.4 (54.1)
製造業	20,160 (21,030)	6,078,592 (6,412,295)	27,723 (29,322)	46,948 (50,982)	102,394 (109,626)	1.68 (1.71)	45.6 (44.1)
食料品・たばこ	3,034	742,682	2,911	7,469	13,291	1.79	41.2
繊維・衣服	1,317	229,851	1,069	2,321	4,459	1.94	37.0
木材・家具	509	80,599	426	984	1,836	2.28	31.6
パルプ・紙・出版	2,038	440,987	1,862	3,305	7,029	1.59	49.0
化学工業	1,921	743,268	2,799	5,177	10,775	1.45	54.3
窯業・土石	678	148,437	594	1,330	2,518	1.70	42.5
鉄鋼	328	139,500	573	1,177	2,323	1.67	40.2
非鉄金属	303	107,259	434	786	1,654	1.54	39.9
金属製品	1,570	270,482	1,303	2,675	5,281	1.95	38.9
電気機械	3,198	1,468,092	7,874	8,789	24,537	1.67	50.0
その他機械	4,178	1,445,183	6,806	10,862	24,474	1.69	46.6
その他	1,086	262,252	1,072	2,073	4,217	1.61	50.5
電気・ガス・ 熱供給・水道業	147 (161)	183,455 (187,518)	847 (828)	1,576 (1,617)	3,270 (3,273)	1.78 (1.75)	56.5 (56.5)
運輸・通信業	3,629 (3,662)	1,074,312 (1,094,387)	3,954 (4,143)	9,366 (9,891)	17,274 (18,177)	1.61 (1.66)	51.0 (50.5)
卸売・小売業, 飲食店	12,907 (12,870)	3,376,460 (3,362,674)	9,865 (9,707)	18,900 (18,869)	38,630 (38,283)	1.14 (1.14)	71.8 (71.2)
金融・保険 ・不動産業	2,027 (2,100)	1,334,134 (1,314,105)	4,861 (4,823)	8,515 (8,612)	18,237 (18,258)	1.37 (1.39)	72.4 (72.5)
サービス業	19,800 (18,888)	4,121,566 (3,949,793)	15,769 (15,189)	27,057 (26,440)	58,595 (56,818)	1.42 (1.44)	60.4 (59.6)
産 業 計	60,938 (61,115)	16,749,384 (16,936,056)	65,179 (66,293)	115,926 (120,284)	246,284 (252,870)	1.47 (1.49)	57.5 (56.3)

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

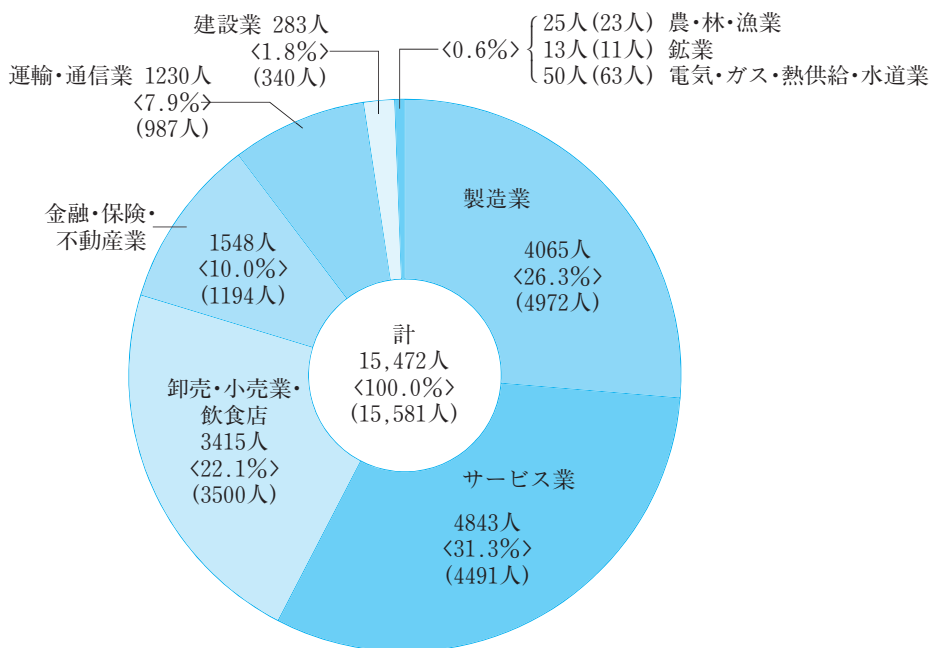
(注) 前表と同じ。

平成13年6月2日から平成14年6月1日までの1年間に障害者雇用率制度の対象となる常用労働者数56人以上の一般の民間企業に新たに雇い入れられた障害者数は、15,472人（前年15,581人）となっていますが、このうち7,120人（前年6,488人）が、1,000人以上の企業で雇い入れられており、新規雇い入れ障害者全体に占める割合は、46.0％（前年41.6％）となっています。

一般の民間企業における新規雇入れ障害者の雇用状況（企業規模別）



一般の民間企業における新規雇入れ障害者の雇用状況（産業別）



- (注) 1. () 内は平成13年6月1日現在の数値である。
 2. < > 内は構成割合(%)を示す。
 3. 新規雇入れは、平成13年6月2日から平成14年6月1日までの1年間に雇い入れられ、平成14年6月1日現在在職しているものである。
 4. 障害者数とは、次にあげるものの合計数である。
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

職場を待つ障害者

働く意志を持ちながらも、まだ就職していない障害者が平成15年3月末現在でおよそ15万5千人にのぼっています。障害者の就職支援について、事業主の皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

障害者求職登録状況

(単位 人)

年 月	登録者全数	有効求職者	就業中の者	保留中の者
昭和45年3月末	95,279	9,568	80,809	4,902
53年 "	230,158	29,842	188,949	11,367
54年 "	247,480	32,917	202,428	12,135
55年 "	254,677	29,573	213,723	11,381
56年 "	273,193	32,528	228,396	12,269
57年 "	291,570	36,725	242,450	12,395
58年 "	309,960	42,483	253,209	14,266
59年 "	324,994	45,845	263,936	15,215
60年 "	333,053	46,772	270,873	15,408
61年 "	342,179	47,824	277,570	16,785
62年 "	350,011	51,128	281,894	16,989
63年 "	347,225	46,763	285,077	15,385
平成元年 "	340,908	47,402	279,429	14,077
平成 2年 "	336,601	55,880	266,527	14,194
平成 3年 "	341,876	54,276	272,101	15,499
平成 4年 "	353,814	54,356	283,445	16,013
平成 5年 "	369,623	61,184	291,714	16,725
平成 6年 "	386,533	71,157	297,045	18,331
平成 7年 "	401,955	79,939	301,885	20,131
平成 8年 "	414,735	88,030	305,239	21,466
平成 9年 "	426,109	95,515	307,643	22,951
平成10年 "	436,533	102,715	308,161	25,657
平成11年 "	450,470	115,848	306,321	28,301
平成12年 "	461,805	126,254	304,987	30,567
平成13年 "	463,190	131,957	297,756	33,477
平成14年 "	472,885	143,777	292,917	36,191
平成15年 "	484,375	155,180	292,472	36,723

(注) 「有効求職者」とは、働く意志を持ちながらも、現在就職していない人をいいます。

「保留中の者」とは、現在病気等の理由により、紹介あっせんの対象とならない人をいいます。

有効求職者の障害別部位割合

(平成15年3月末)

合 計	身 体 障 害 者								知 的 障害者	精 神 障害者	その他
	小 計	視 覚	聴・覚 言 語	上 肢	下 肢	体 幹	脳病変による 運動機能	内 部			
155,180	110,807 (100%)	8,244 (7.4%)	17,801 (16.1%)	23,731 (21.4%)	30,158 (27.2%)	6,387 (5.8%)	2,613 (2.4%)	21,873 (19.7%)	31,317	12,553	503

(資料出所 厚生労働省職業安定局集計)

障害者の雇用の促進等に関する法律の概要

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）においては、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、

- ① 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じ、その職業生活における自立を図る **職業リハビリテーションの推進**
- ② 身体障害者又は知的障害者の雇用を法的義務とした **障害者雇用率制度の運営**
- ③ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用を経済的側面から支える **障害者雇用納付金制度等の運営**

を中心とする施策を講じることとされています。

第1 障害者の範囲及び確認

法でいう「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。

1 身体障害者

- (1) 身体障害者とは

別掲の「身体障害者障害程度等級表」（57ページ）の1級～6級の障害を有する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいいます。

- (2) 重度身体障害者とは

「身体障害者障害程度等級表」の1級又は2級の障害を有する者及び3級の障害を2つ以上重複して有する者は「重度身体障害者」として、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人の障害者として計算します。

- (3) 身体障害者であることの確認

原則として「身体障害者福祉法」に基づく「身体障害者手帳」の交付を受けているかどうかによって行います。

2 知的障害者

- (1) 知的障害者とは

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第9条の障害者職業センター（以下、「知的障害者判定機関」という。）によって知的障害があると判定された者をいいます。

- (2) 重度知的障害者とは

知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判定された者をいい、障害者数の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人として計算します。

- (3) 知的障害者であることの確認

原則として、都道府県知事が発行する「療育手帳」（「愛の手帳」という場合もあります。）又は知的障害者判定機関の判定書によって行うこととされています。

3 精神障害者

(1) 精神障害者とは

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者又は精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。

(2) 精神障害者であることの確認

原則として「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けているかどうかによって行います。

第2 障害者雇用対策基本方針

障害者雇用対策の推進に当たっては、障害者の雇用の動向を踏まえた将来展望及び各対策の展開の障害者雇用対策全般における位置づけを明瞭にしつつ、総合的かつ計画的・段階的に推進していくことが重要です。

そこで厚生労働大臣は、障害者の雇用の促進及び職業の安定に関する施策の基本となるべき方針を策定し、その概要を公表すべきものとされています。

現在、平成15年度から平成19年度までを計画期間とする「障害者雇用対策基本方針」が策定され公表されています（47ページ参照）。

第3 職業リハビリテーションの推進

1 ハローワーク（公共職業安定所）

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員、職業相談員等が、障害の種類・程度に応じたきめ細やかな職業指導、職業紹介等を実施しています。

2 障害者職業センター

障害者の職業生活における自立を促進するために、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターが設置されています。その概要は次のとおりです。

◇障害者職業総合センター（千葉市美浜区）

職業リハビリテーションに関する調査・研究、職業リハビリテーションに従事する専門職の養成・研究等を行うこととともに、これに付随して障害者に対する職業準備訓練、職業講習等のリハビリテーションについて高度かつ先駆的なサービスを行っています。また、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターの施設の運営管理、業務の企画・調整、指導等の業務を行っています。

◇広域障害者職業センター

障害者職業能力開発校、医療施設等と連携して、広範囲の地域にわたり、障害者に対して、職業評価、職業指導、職業訓練等の職業リハビリテーションの措置を系統的に提供しています。国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県）、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県）、せき髄損傷者職業センター（福岡県）が置かれています。

◇地域障害者職業センター（47都道府県）

地域における職業リハビリテーションの中核として、公共職業安定所と緊密な連携を図り、障害者に対して職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業、職業準備支援事業、OA講習等、障害の種類及び程度に応じた具体的な援助を行うとともに事業主に対して雇用管理に関する助言・援助を行っています。また、障害者雇用支援センター等関係機関に対しての援助、指導も行うこととしています。

なお、北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県の地域障害者職業センターには、支所が置かれています。

3 障害者雇用支援センター

授産施設等の福祉施設の利用など、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者を対象に、職業準備訓練等を実施しています。

都道府県知事が民法法人を、市町村の区域（場合により、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一つを限って、当該業務を行う法人として指定することとしています

4 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施しています。

都道府県知事が民法法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等を、当該業務を行う法人として指定することとしています。

第4 身体障害者又は知的障害者の雇用義務

1 障害者雇用率制度

事業主は、次のように障害者雇用率によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用しなければなりません。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

$$\text{法定雇用障害者数} = \text{企業全体の常用労働者の総数（短時間労働者を除く。）} \times \text{障害者雇用率（民間企業1.8\%）}$$

- 注**
- 事業主の範囲** 原則として労働者を雇用して事業を行うすべての「事業主」です。
 - 常用労働者** 「雇用期間の定めがなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者をいいます。
 - 短時間労働者** 1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ20時間以上30時間未満である常用労働者をいいます。
 - 除外率** 一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、常用労働者の総数から、後述するように除外率によって一定数を除きます。
 - 1人未満の端数は、切り捨てます。
 - 障害者数の算定方法

雇用形態	障害の種類	障害の程度	算定数
常用雇用労働者	身体障害者	重度	1人を2人として計算（ダブルカウント）
	知的障害者		
短時間労働者	身体障害者	重度以外	1人を1人として計算
	知的障害者		

2 除外率制度

各企業が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その労働者数から一定率に相当する労働者数を控除します。ただし、障害者雇用調整金及び報奨金の支給

を算定する際に除外率は適用されません。

- (1) 除外率は事業所を単位として適用されます。
- (2) 事業所とは、本店、支店、工場、鉱山、事務所等のように、1つの経営組織として独立性をもったもの、つまり、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に関連して行われる一体的な経営活動が行われる施設又は場所をいいます。

したがって、同一場所にあるものは原則として分割することなく一つの事業所とし、場所的に分離されているものは原則として別個の事業所として取り扱うことになります。

- (3) 除外率が設定されている業種とその除外率は、53ページの一覧表のとおりです。

この除外率制度については廃止に向けて段階的に縮小することとしており、平成16年4月1日より、全業種について10%ポイントずつ引き下げられます。

3 特例子会社制度

(1) 特例子会社

障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられますが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとなっています。一定の要件とは、次のとおりです。

① 親会社の要件

特定の株式会社又は有限会社の意思決定機関（財務又は営業又は事業の方針を決定する機関、すなわち、株主総会等をいう。以下同じ。）を支配していること。

例えば、子会社の議決権の過半数を有すること等。

② 子会社の要件

イ 親会社の事業との人的関係が緊密であること。具体的には、親会社からの役員派遣、従業員出向等人的交流が密であること。

ロ 雇用される障害者が5人以上で、かつ、全従業員中にしめる割合が20%以上であること。また、雇用される障害者中にしめる重度身体障害者及び知的障害者の割合が30%以上であること。

ハ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。具体的には障害者のための施設の改善、選任の指導員の配置等を行っていること。

ニ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

(2) 雇用率制度のグループ適用

特例子会社を保有する企業が特例子会社以外のその他の子会社（以下「関係会社」という。）を含めて障害者雇用を進める場合には、一定の要件のもとに関係会社に雇用されている労働者も特例子会社に雇用されている労働者と同様に親会社に雇用されている者とみなし、障害者雇用義務数を計算することが可能です。一定の要件は次のとおりです。

① 親会社の要件

イ 親会社が関係会社の意思決定機関を支配していること（(1) ①と同様）。

ロ 親会社が障害者雇用推進者を選任しており、その者が特例子会社及び関係会社についても障害者雇用推進者の業務を行うこと。

ハ 親会社が、親会社、特例子会社及び関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

② 関係会社の要件

次のいずれかの要件を満たすこと。

- イ 関係会社の行う事業と特例子会社の行う事業との人的関係が緊密であること。
- ロ 関係会社の行う事業と特例子会社の行う事業との営業上の関係が緊密であること。
- ハ 関係会社が特例子会社に出資していること、又は議決権の一部を有すること。

4 障害者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

(1) 報告義務のある事業主

法定雇用障害者数が1人以上となる事業主、すなわち常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が56人以上の事業主。

(2) 報告の内容

主として次の事項について、企業全体の総括的状況と各事業所ごとの状況を報告しなければなりません。

- ① 常用労働者数の総数
- ② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数
- ③ 常用の身体障害者の数
- ④ ③のうち重度身体障害者の数
- ⑤ 常用の知的障害者の数
- ⑥ ⑤のうち重度知的障害者の数
- ⑦ 重度身体障害者である短時間労働者の数
- ⑧ 重度知的障害者である短時間労働者の数

5 障害者の雇入れに関する計画

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。

この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則（20万円以下の罰金）が設けられています。

- (1) 計画の期間は3ヶ年とされており、この期間内に障害者雇用率を達成できるように雇入れの計画を作成する必要があります。
- (2) 雇入れ計画は次の事項を含んだものとし、これらの事項について、障害者を雇入れる予定のある事業所ごとにその内訳が明らかになるようにする必要があります。
 - ① 計画の始期及び終期
 - ② 雇入れを予定する常用労働者の数並びに当該労働者のうちの身体障害者及び知的障害者の数並びに雇入れを予定する重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者の数
 - ③ 身体障害者である常用労働者、重度身体障害者である短時間労働者、知的障害者である常用労働者、重度知的障害者である短時間労働者の雇入れを予定する事業所の名称及び所在地並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する常用労働者の数並びに当該労働者のうちの身体障害者及び知的障害者並びに当該事業所ごとの雇入れを予定する重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者の数
 - ④ 計画の終期において見込まれる常用労働者の総数並びに当該労働者のうち身体障害者

及び知的障害者並びに当該計画の終期において見込まれる重度身体障害者である短時間労働者及び重度知的障害者である短時間労働者の数

- (3) 事業主は、計画を作成したときは、遅滞なく主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければなりません。
- (4) 提出された計画の内容が著しく不適当な場合などには、その計画の変更の勧告をすることがあります。
- (5) 計画の実施を怠っている場合などには、計画の適正な実施の勧告をすることがあります。
- (6) 計画期間中は、毎年6月1日現在の計画の実施状況を7月15日までに、また計画の期間が満了したときには、(2)の②～④の事項について計画の終期における状況を終期の翌日から起算して45日以内に、その所在地を管轄する公共職業安定所の長に報告しなければなりません。

6 公表

5の(4)又は(5)の雇入れ計画の変更又は適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働省大臣が公表することがあります。

第5 障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度は、企業が障害者を雇用する場合には作業設備や職場環境を改善したり、特別の雇用管理や能力開発等を行うなど経済的な負担がかかることを考慮し、障害者雇用率に相当する数に達するまで障害者を雇用していない企業から納付金を徴収し、これによって障害者を多く雇用している企業の経済的な負担を軽減するなど、主として障害者の雇用に伴う経済的な負担のアンバランスを調整しつつ、全体として障害者雇用の水準を高めていこうとする制度です。

また、障害者雇用納付金は罰金ではありませんので、税法上は損金又は必要経費として取り扱われますが、障害者雇用納付金を支払ったからといって雇用義務を免れるものではありませんので留意して下さい。

なお、精神障害者（公共職業安定所の紹介に係るもの及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第50条の4に規定する精神障害者社会適応訓練を受けたものに限る。）については、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象となります。

1 障害者雇用納付金の徴収

事業主は、原則として法定雇用障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならないことになっていますが、身体障害者又は知的障害者（重度障害者である短時間労働者を含む。）を雇用している事業主については、その雇用数に応じて減額されます。結果的に障害者雇用納付金を納付しなければならないのは、身体障害者又は知的障害者を法定雇用障害者数まで雇用していない事業主、すなわち障害者雇用率未達成の事業主だけとなります。

なお、当分の間、常用労働者300人以下の規模の事業主からは、納付金は徴収されないこととなっています。

(1) 納付金を納付する事業主

納付金を納付しなければならない事業主は、次の①の数が②の数に不足する事業主です。

- ① 1年度の各月の初日に実際に雇用している身体障害者又は知的障害者である常用労働者の数（重度身体障害者又は重度知的障害者は1人をもって2人として計算します。）をその1年分合計した数。なお、重度障害者である短時間労働者は、その1人をもって1

人として計算します。

- ② 1年度の各月の初日における法定雇用障害者数をその1年分合計した数

注 1 4月から翌年3月までを1年度とします。

注 2 「各月の初日」は、各月の賃金締切日によることとしても差し支えありません。
1月に賃金締切日が2つ以上ある場合には、初日に最も近い当月の賃金締切日とします。

- (2) 障害者雇用納付金の額

障害者雇用納付金の額は、次のとおり計算します。

$$\text{障害者雇用納付金の額} = ((1)の②の数 - (1)の①の数) \times 50,000\text{円}$$

- (3) 障害者雇用納付金の納付手続き

① 常用労働者数が300人を超える月が5カ月以上ある事業主は、翌年4月1日から5月15日までの間に障害者雇用納付金の申告と同時に納付をしなければなりません。

② 障害者雇用納付金の申告は定められた書類を高齢・障害者雇用支援機構（各都道府県障害者雇用促進協会、雇用開発協会又は総合雇用推進協会が窓口となります。）に提出することによって行います。

注 障害者雇用納付金制度でいう「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常用労働者です。

2 障害者雇用調整金・報奨金

- (1) 障害者雇用調整金の支給

障害者雇用納付金の申告の対象となる事業主であって障害者雇用率を超えて身体障害者又は知的障害者である常用労働者（重度障害者である短時間労働者を含む。）を雇用するものに対し、その超えて雇用している身体障害者又は知的障害者1人につき月額25,000円（平成16年度の申請から27,000円）を支給します。

- (2) 報奨金の支給

その雇用する常用労働者の数が300人以下の事業主であって、一定数（各月の常用労働者の4%相当の年度間合计数又は72人のいずれか多い数）を超えて身体障害者又は知的障害者である常用労働者（重度障害者である短時間労働者を含む。）を雇用する事業主に対し、その一定数を超えて雇用している身体障害者又は知的障害者1人につき月額17,000円（平成16年度の申請から21,000円）を支給します。

- (3) 障害者雇用調整金・報奨金の支給申請手続き

① 障害者雇用調整金・報奨金の支給を受けようとする事業主は、毎年4月1日から7月31日までの間に障害者雇用調整金・報奨金の支給申請をしなければなりません。

② 障害者雇用調整金・報奨金の支給申請は、所定の書類を高齢・障害者雇用支援機構（各都道府県障害者雇用促進協会等が窓口となります）に提出することによって行います。

注 1 障害者雇用納付金制度でいう「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である常用労働者です。

注 2 障害者雇用調整金及び報奨金は、法人税法上益金に算入され、所得税法上総収入金額に算入されます。

3 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用の促進及び継続を図るために事業主が、施設・設備の設置又は整備、職場介助者の配置等を行う場合の費用について、各種の助成金を設けています（29ページ参照）。

第6 障害者雇用継続援助事業に基づく助成金

労働災害、交通事故、疾病等による中途障害者の雇用を継続するために事業主が、施設・設備の設置又は整備や職場復帰に当たっての職場適応措置を行う場合の費用について、助成金を設けています（30ページ参照）。

第7 その他

1 障害者雇用推進者

従業員を56人以上雇用する事業所では障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。障害者雇用推進者は以下に掲げる業務を行うこととされています。

- (1) 障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務
- (2) 厚生労働大臣に対する障害者雇用状況報告の業務
- (3) 障害者である労働者を解雇した場合における公共職業安定所への届出の業務
- (4) 障害者雇入れ計画の作成命令等を受けた場合における国との連絡等に関する業務

2 障害者職業生活相談員

身体障害者又は知的障害者である常用労働者（重度障害者である短時間労働者を含む。）及び精神障害者であって職場適応訓練を修了し、当該訓練を委託された事業主に雇用されている者（以下「障害者」という。）を5人以上雇用する事業所では、障害者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う障害者職業生活相談員を選任する必要があります

- (1) 障害者を5人以上雇用することになったときは、その日から3カ月以内に障害者職業生活相談員を選任する必要があります。
- (2) 障害者職業生活相談員を選任した場合は、遅滞なく次の事項を記載した届書をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する必要があります。
 - ① 障害者職業生活相談員の氏名
 - ② 障害者職業生活相談員の資格を明らかにする事実
 - ③ 当該事業所の労働者の総数及び当該労働者のうちの障害者並びに当該事業所の重度障害者である短時間労働者の数

3 解雇の届出

- (1) 障害者の早期再就職を図るため、事業主が障害者を解雇する場合には、その旨をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に届け出なければならないこととされています
なお、労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合及び天災事変その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことにより解雇する場合は、届出をする必要はありません。
- (2) この届出は、次の事項を記載した届出をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出することによって行います。
 - ① 解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
 - ② 解雇する障害者である労働者が従事していた職種
 - ③ 解雇の年月日及び理由

障害者の雇用を促進することを目的として、厚生労働省や高齢・障害者雇用支援機構（平成15年9月まで日本障害者雇用促進協会）では事業主の皆様が積極的に障害者を雇用し得るように、さまざまな援護制度を設けています。

◆事業主に対するサービス
◇障害者に対するサービス

職場適応訓練等 問い合わせ☎ハローワーク（公共職業安定所）

職場適応訓練 ◆◇

これは都道府県知事が事業主に委託し、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の能力に適した作業について6カ月以内（重度障害者は1年以内）の実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらおうという制度です。

訓練期間中、委託した事業主に対し訓練生1人につき1カ月24,000円（重度障害者の場合25,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては1カ月平均、約138,170円の訓練手当が支給されます。

短期職場適応訓練 ◆◇

前記と同様に都道府県知事が事業主に委託して行う職場適応訓練制度ですが、障害者に対し実際に従事することになる仕事を体験させることにより就業の自信を与え、事業主に対しては障害者の技能の程度や職場への適応性の有無を把握させることを目的とした職場実習を行うものです。したがって、この職場実習の期間は原則として2週間以内（重度障害者の場合は原則として4週間以内）の短期のものとなっており、事業主に対し訓練生1人につき日額960円又は1,000円（1回の職場実習につき限度額24,000円又は25,000円）の訓練費が支給され、訓練生に対しては1日平均4,700円の訓練手当が支給されます。

公共職業訓練 ◇

職業能力開発促進法に基づき、障害者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした職業訓練で、健常者と共に職業訓練を受けることが可能な者については、一般の公共職業能力開発施設において実施しており、障害者対象の訓練科目を実施しているところもあります。また、健常者と共に職業訓練を受けることが困難な重度障害者や知的障害者については、その身体的又は精神的事情に配慮した職業訓練を行う施設として、障害者職業能力開発校が設置されており、職業訓練を実施しています。訓練期間は職種により3カ月～3年間です。また、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受けている者に対しては、訓練手当が支給されます。

なお、訓練職種や入校手続等については、もよりの公共職業安定所又は公共職業能力開発施設にお問合せ下さい。（障害者職業能力開発校については44ページ参照。）

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援 ◆◇

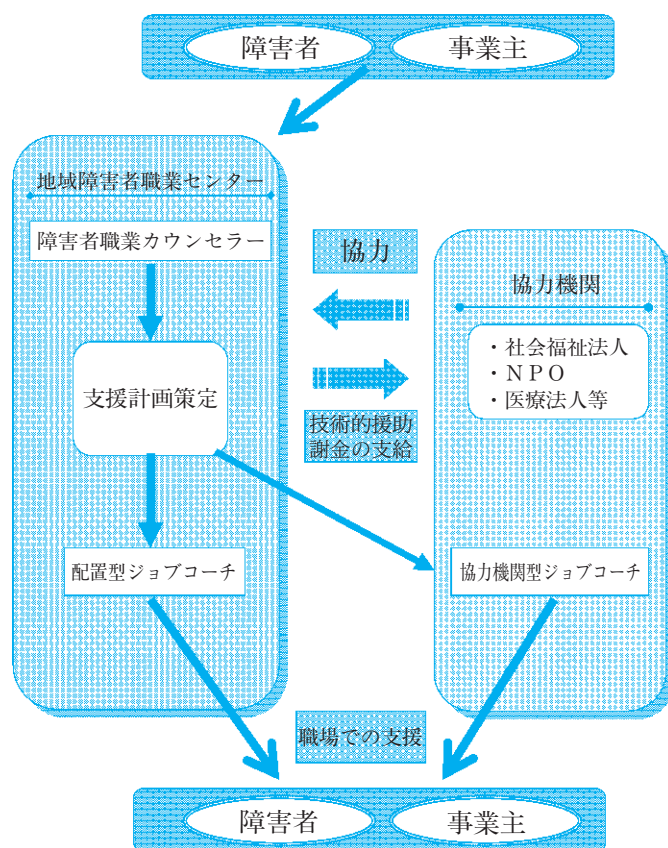
問い合わせ先 地域障害者職業センター

各都道府県の地域障害者職業センターにおいて、障害者、事業主等の要請を受け個別に支援計画を作成した上で、ジョブコーチによる支援を実施しています。

ジョブコーチによる支援のポイント

- 雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を行います。
- 障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行います。
- 障害者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
- 事業所の支援体制を整備し、障害者の職場定着を図ることが目的です。支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していきます。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援のスキーム



●対象となる事業主

ジョブコーチによる専門的かつ直接的な支援を必要としている事業主（障害者を雇用しようとする、または既に雇用している事業主）を対象としています。

なお、対象となる事業主は、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険等に参加している、または、これらと同様の職員共済制度を保有していること
- 2 労働基準法、労働安全衛生法に規定されている安全衛生その他の作業条件が整備されていること

●対象となる障害者

ジョブコーチによる職場での支援が必要な障害者（求職者または在職者）を対象としています。

●ジョブコーチ

地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ（配置型ジョブコーチ）と、地域の社会福祉法人、特定非営利活動法人等の協力機関に所属するジョブコーチ（協力機関型ジョブコーチ）による支援を実施しています。

●ジョブコーチの行う支援

事業主への支援例

- 障害の理解と、障害に配慮した対応方法についての助言・援助
- 作業内容、作業工程、作業補助具などの設定についての助言・援助
- 効果的な指導方法についての助言・援助
- 指示・注意の仕方などについての助言・援助
- 休憩時間の障害者との交流、家庭との連絡方法などについての助言・援助

障害者への支援例

- 仕事に適応する（作業の能率をあげる、作業のミスを減らすなど）ための支援
- 人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援

家族への支援例

- 対象障害者の職業生活を支えるために必要な支援方法等についての助言・援助

●支援期間

個別に必要な期間を設定しますが、標準は2～4ヶ月です（最長8ヶ月）。

知的障害者や精神障害者の職場定着には、職場内で上司や同僚が適切に援助や配慮を行っていくことが重要です。

ジョブコーチによる支援は永続的に行うものではなく、直接障害者と事業主に支援を行いながら上司や同僚に適切な支援方法を伝え、ジョブコーチによる支援を終了しても職場内で支援が継続されることを目指しています。

職場適応上の課題が改善され、職場内での上司や同僚からの支援が適切に行われるようになった段階で支援を終了します。

●支援終了後のフォローアップ

支援終了後も、必要なフォローアップを行います。

障害者試行雇用事業 ◆ 問い合わせ ☎ ハローワーク(公共職業安定所)

障害者試行雇用事業は、障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。

●トライアル雇用の実施対象となる事業主

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること
 - 2 過去6ヶ月の間に労働者の解雇を行っていないこと
 - 3 雇い入れた対象者を過去3年の間に雇用していないこと
- ただし、国、地方公共団体及び特定独立行政法人は対象となりません。

また、他にも要件がありますので、詳しくはハローワークへお問い合わせ下さい。

●トライアル雇用実施期間

トライアル雇用の期間は原則として3カ月間です。ただし、トライアル雇用期間を途中で中断させて、常用雇用に移行する場合はこの限りではありません。

3ヶ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。ただし、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いとなります。

●トライアル雇用期間中の労働条件

トライアル雇用期間中の労働条件は、労働基準法等の労働関係法令に基づき、事業主と対象者との間で雇用契約を結んでください。

トライアル雇用期間中は、通常の労働者として要件を満たす場合は、労働保険等が適用されますので、必要な手続きを行ってください。

●トライアル雇用の申込手続き

トライアル雇用に係る求人申し込みを当該事業所を管轄するハローワークで行って下さい。

●トライアル雇用奨励金の支給

トライアル雇用を実施した事業主に対しては、トライアル雇用終了後、トライアル雇用奨励金が支給されます。

奨励金の額は、原則としてトライアル雇用した対象者1人当たり1カ月50,000円です。

詳しくは、ハローワークにお問い合わせ下さい。

●トライアル雇用に係る職業リハビリテーションサービスの提供

障害者の雇用管理に係る支援等が必要な場合は、トライアル雇用開始前から、地域障害者職業センター等が実施する各種職業リハビリテーションサービスを利用することができます。

雇用管理サポート事業 ◆ 問い合わせ

地域障害者職業センター
都道府県障害者雇用促進協会等
障害者雇用情報センター

雇用管理サポート事業は、障害者の雇用管理に関し、特に専門的な支援を必要とする事業主に対して、医療、社会教育、社会福祉、心理、職業能力開発、工学、雇用管理等に関する地域の専門家(協力専門家)が、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー、障害者雇用情報センターや各都道府県の障害者雇用促進協会等の障害者雇用アドバイザーと連携して、障害者の雇用管理を容易にするための援助を行うものです。

●雇用管理サポート事業の実施対象となる事業主

障害者の雇用を予定しているか、または、既に障害者を雇用しており、障害者の雇用管理に関して具体的な課題、問題等を有し、かつ、それらについて改善を行う意思がある事業主です。

●支援内容

サポート事業においては、下記の事項について協力専門家の専門分野毎に援助を行っています。

- 1 障害者の受け入れに伴う配慮事項
- 2 障害の特性等雇用管理上の留意事項
- 3 職務・配置
- 4 教育・能力開発
- 5 福利厚生・安全・健康管理
- 6 障害者雇用に関する企業内教育及び障害者を受け入れる人的環境の整備
- 7 作業環境・設備の改善
- 8 補助具の活用
- 9 作業手順の改善

●協力専門家

以下の6領域の協力専門家が委嘱されています。

- 1 身体障害、知的障害又は精神障害についての専門的知識を有する医療・教育・心理等の専門家
- 2 障害者の職場環境の物理的改善についての専門的知識・技能を有する機械工学、建築工学、情報工学等の専門家
- 3 障害者を巡る職場の人的環境の改善についての専門的知識・技能を有する社会福祉、社会教育等の専門家
- 4 障害者の職業技能の向上・指導についての専門的知識を有する能力開発関係の専門家
- 5 障害者の人事・労務管理、安全衛生管理、社会保険等についての専門的知識を有する社会保険労務士等労務管理関係の専門家
- 6 障害者雇用に関し相当の経験と知識を有する民間企業の人事労務担当経験者

●利用方法

雇用管理サポート事業の活用を希望する事業主は、各都道府県の地域障害者職業センター(35ページ)、障害者雇用促進協会等(40ページ)、または障害者雇用情報センター(33ページ)にご連絡ください。

障害者の雇用管理に関する相談の中で障害者職業カウンセラーあるいは障害者雇用アドバイザーのみでは十分な対応が困難な場合に、地域の協力専門家が、障害者職業カウンセラーある

いは障害者雇用アドバイザーと一緒に事業所を訪問し、雇用管理の課題に関する具体的な解決策についてご相談いたします。

なお、ご相談内容についての秘密は固く守ります。

●利用料等

ご利用は無料です。

ただし、雇用管理サポート事業の実施中又はその終了後に事業主が行った具体的改善に要した費用は、協力専門家も含め、情報センター、地域センター及び都道府県協会は一切負担しないこととしております。また、事故災害・損失が生じた場合は、その援助内容に重大な過失がない限り、責任を負わないこととしております。

就労支援機器の貸出事業 ◆ 問い合わせ ☎ 障害者雇用情報センター

障害者を雇用する事業主の方々や事業主の団体に対して、障害者の就労を支援する機器や通勤を容易にする自動車について一定期間無料で貸出すことにより、その普及を促進し、障害者、特に重度障害者の方々の雇用促進を図るものです。

●貸出対象となる事業主と事業主団体

貸出しを受けた機器等が、雇用する障害者に有効な場合には、同種の機器等を整備する意志を持っており、かつ、次のいずれかに該当することが条件です。

- 1 障害者を雇用しているか、又は新たに雇入れる予定があり、障害者の能力に適合したその障害者の作業や通勤を容易にするために必要な機器等を整備しようとする事業主。
- 2 雇用する障害者の待遇の改善や雇用の継続を図るための配置転換や職種転換を行う事業主。
- 3 機器等を使用することによって、障害者の職域拡大を行おうとする事業主。
- 4 障害者に対し、職場適応訓練等を実施する事業主。
- 5 その他機構の理事長が別に定めます。

●貸出機器等

障害者の作業や通勤を容易にするために必要な機器です。

事業主及び事業主の団体へ貸し出す機器等は、対象となる障害者（複数の障害者でも可）が行う職務に対応し、必要と認められる種類、台数の機器等（複数でも可）です。

●機器等の貸出期間

機器等の貸出し期間は、原則として6ヶ月以内です。

●貸出経費等

機器等の貸出しは、原則として無料です。

ただし、貸出し期間中に貸出した事業主や事業主の団体の過失によって貸出した機器等が損失又は破損した場合は、その現状復帰に要する実費相当額を負担していただきます。

●機器等の貸出の申込手続き

機器等の貸出しを受けようとする事業主又は事業主団体の方は、最寄りの障害者雇用情報センターにご相談下さい（33ページ）。機器の種類・台数・貸出し期間等を打ち合わせのうえ、「障害者職域拡大機器等貸出申請書」を提出していただきます。

雇用相談・講習等 ◆ 問い合わせ ☎ 都道府県障害者雇用促進協会等他

障害者の雇用と職場定着を進めるために、事業主の方々に対して下記の業務を行っています。

●雇用相談・助言

1 雇用相談

障害者を新たに雇用する事業所からの相談、職場定着に関する相談等、事業主からの各種の雇用相談に応じています。

2 フォローアップ

障害者の雇用に顕著な実績を上げている事業所から収集した障害者雇用に関する情報、資料を基に助成金支給対象事業所を中心に障害者の雇用の安定及び継続に関する相談及び援助を行っています。

3 障害者職場定着推進チームの育成

障害者職場定着推進チームは、障害者がその能力を十分に発揮できるような職場環境をつくり、障害者の職場適応の促進を図ることを目的としており、原則として障害者を5人以上雇用する事業所に、その設置を推進しています。協会では、推進チームの設置に際しての助言等を行い、また、設置後においても運営についての相談や資料の提供等の援助を実施しています。

●各種講習会の開催

障害者雇用に関する理解を深めていただくとともに、職場における障害者の指導方法等の雇用管理に関しての各種のノウハウを提供するために、地域のニーズや特性等を踏まえた各の講習会を開催しているほか、講習用教材を編集しています。

●障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

障害者を5人以上雇用する事業所においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の職業生活全般に関する相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任しなければならないこととされており、協会では、その資格認定講習を実施しています。

●障害者雇用マニュアル等の配布

障害者雇用に関する調査研究報告・障害者雇用マニュアル等を作成し、無料で配布しています。お気軽にご利用下さい。

各種助成金等

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)

◆ 問い合わせ ☎ ハローワーク(公共職業安定所)

身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇い入れる事業主に対して、その雇い入れに係る者に支払った賃金の一定率を雇い入れた日から一定期間支給するもので、具体的な助成率、助成期間は下表のとおりです。なお、受給できるのは、次の全ての要件を満たす事業主です。

- 1 公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、身体障害者、知的障害者又は精神障害者等(65歳未満の者に限る。)を継続して雇用する労働者として雇い入れる雇用保険の適用事業主。
- 2 当該雇入れの前及び後6カ月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがないものであること。
- 3 当該雇い入れの前及び後6カ月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する被保険者を特定受給資格者となる理由で3人を超え、かつ、当該雇い入れ日における被保険者の6%を超えて離職させるものでないこと。

●助成期間と助成率

				助成率（中小企業）	助成期間
短時間を除く	重 度	身体障害者		1／3（1／2）	1年6ヶ月
		知的障害者			
	重 度 以 外	身体障害者	45歳未満	1／4（1／3）	1年
			45歳以上	1／3（1／2）	1年6ヶ月
		知的障害者	45歳未満	1／4（1／3）	1年
			45歳以上	1／3（1／2）	1年6ヶ月
精神障害者		1／3（1／2）	1年6ヶ月		
短時間	重 度	身体障害者		1／4（1／3）	1年
		知的障害者			
	重 度 以 外	身体障害者		1／4（1／3）	1年
		知的障害者			
		精神障害者		1／4（1／3）	1年

(注)「精神障害者」とは、次に掲げる者で、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。

- 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者

●受給資格決定申請及び支給申請の手続

助成金の支給を受けようとする事業主は、雇い入れの日から6カ月毎に支給申請書を管轄する公共職業安定所に提出することが必要です。

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すため、施設・設備の設置又は設備を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や雇用管理を図るために特別な措置の実施が必要となることもあります。

このため、事業主が障害者の雇用に伴い、施設・設備の設置又は整備や雇用管理を行う場合については、これらの事業主に対して（予算の範囲内において）助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進及び雇用の継続を図ることとしております（54ページ別表を参照）。

1 障害者作業施設設置等助成金

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置又は整備を行う（賃借による設置を含む。）場合に、その費用の一部を助成するものです。

2 障害者福祉施設設置等助成金

障害者を継続して雇用している事業主又は当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備にあたって、障害者が利用できるよう設置又は整備をする場合に、その費用の一部を助成するものです。

3 重度障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

4 重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの障害者を雇用している事業主の加入する事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数労働者として雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

6 障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設等の設置又は整備を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合又は障害者である労働者を雇用する事業主が、障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合に要する費用の一部を助成するものです。

7 障害者雇用支援センター助成金

都道府県知事の指定を受け、授産施設等の福祉関係施設に入所している障害者や職場に定着することが困難な障害者等就職が特に困難な障害者の職業的自立を支援するため、福祉部門と雇用部門が連携を図りながら、市町村レベルで就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う施設等の設置又は整備を行う場合またはその自立支援業務の運営に要する費用の一部を助成するものです。

障害者雇用継続援助事業に基づく助成金

◆ 問い合わせ ☎ 都道府県障害者雇用促進協会等

採用後、労働災害、交通事故、疾病等により障害を有するに至った、いわゆる中途障害者については、その障害の故に離職を余儀なくされる場合が少なくありません。また、離職に至らないまでも、その雇用を継続するために事業主が何らかの負担をせざるを得ない場合があります。

そこで、事業主が中途障害者の雇用を継続するため、職場復帰にあたっての施設・設備の設置又は整備や職場適応措置を行う場合については、これらの措置に要する費用について（予算の範囲内において）助成金を支給することによって、中途障害者の雇用の継続を図ることとしております（56ページ別表を参照）。

● 中途障害者作業施設設置等助成金

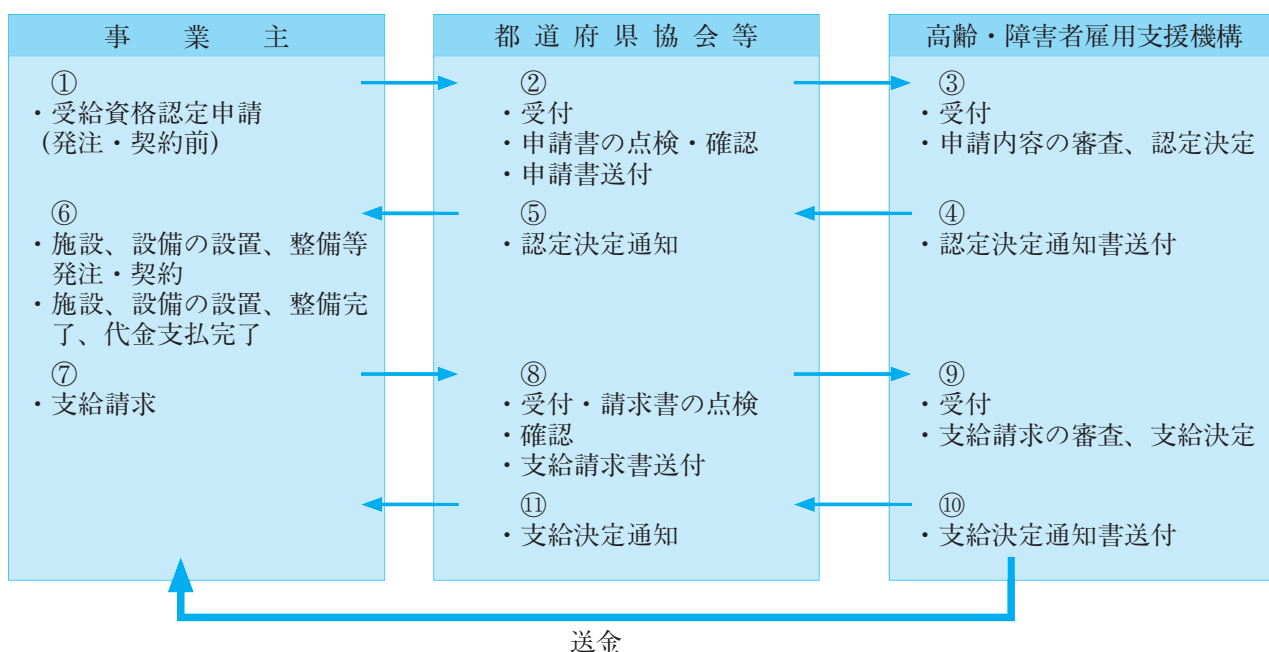
事業主に採用された後に身体障害者又は精神障害者となった者（中途障害者）の職場復帰を促進するために、当該中途障害者の作業を容易にする施設又は設備の設置又は整備を行う（賃借による設置を含む。）場合に、その費用の一部を助成するものです。

● 重度中途障害者等職場適応助成金

中途障害者である重度身体障害者又は精神障害者及び45歳以上の中途障害者である身体障害者等の雇用を継続するため、職場復帰にあたり職場適応措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

認定申請から支給決定までの事務手続き概要図

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
（障害者雇用継続援助事業に基づく助成金）



障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 ◆

障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置は、租税特別措置法、所得税法、法人税法及び地方税法により講じられていますが、その概要は次のとおりです。

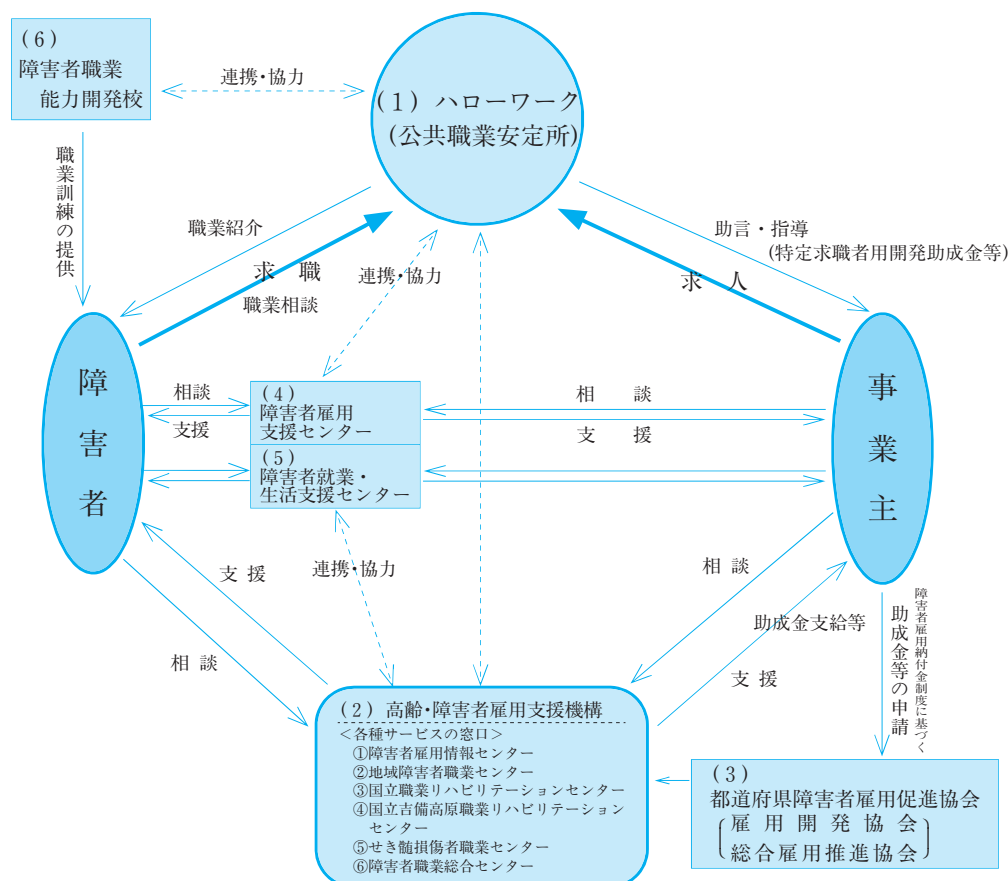
項 目	要 件	内 容
機械等の割増償却措置 (税務署)	1. 障害者を50%以上（短時間被保険者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。以下「ダブルカウント」という。）又は障害者を25%以上かつ20人以上雇用 2. その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等	普通償却限度額の24%（建物32%）の割増償却が出来る。 取得の日から5年間
地価税の軽減措置 (税務署)	障害者多数雇用事業所（次の要件に該当するものをいう。）であること 1. 障害者を20人以上雇用（ダブルカウント） 2. 雇用割合25%以上（ダブルカウント）	障害者多数雇用事業所の土地等については、課税価格に算入すべき価額を当該土地等の価額の1/2に相当する額とする。 （現在、課税が停止されています。）
助成金の非課税措置等 (税務署)	次の助成金を受けて固定資産を取得 1. 障害者作業施設設置等助成金 2. 障害者福祉施設設置等助成金 3. 重度障害者等通勤対策助成金 4. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5. 障害者能力開発助成金 6. 中途障害者作業施設設置等助成金	固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入（所得税）又は損金算入（法人税）とする。
不動産取得税の軽減措置 (税務事務所)	1. 障害者を20人以上雇用（ダブルカウント） 2. 雇用割合が50%以上（ダブルカウント） 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して平成15年3月31日までの間に取得した事業用施設（作業の用に供するものに限る。）	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額
固定資産税の軽減措置 (市町村役場)	1. 障害者を20人以上雇用（ダブルカウント） 2. 雇用割合が50%以上（ダブルカウント） 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を費給して平成15年3月31日までの間に取得した事業用家屋（作業の用に供するものに限る。）	価格の1/6に相当する額に税率及び心身障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額 （取得後5年間）
事業所税の軽減措置	障害者を雇用	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において、障害者は従業者から除くものとされている。
(市役所)	1. 障害者を10人以上雇用 2. 雇用割合が50%以上（ダブルカウント） 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給（資産割に係る事業所税）	資産割に係る事業所税については、当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除

重度障害者雇用促進融資 ◆

日本政策投資銀行（〒100-0004 千代田区大手町1-9-1 TEL03-3244-1976）において、常時重度障害者（重度身体障害者、知的障害者、精神障害者等、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者）を5人程度以上雇用する事業主が事業施設等の設置若しくは整備又は土地を取得する場合、必要な資金を有利な条件で融資します。

利 率	2.20%（平成15年6月1日現在）
融資比率	対象工事費の40%程度
償還期間	20年（対象工事の耐用年数等を勘案して相談）

障害者の職業的自立を援助したり、障害者を雇用する事業主に対して必要なサービスを提供するための機関及び施設等には次のようなものがあります。



(1) ハローワーク（公共職業安定所）

障害者の就職や採用についてのご相談は、まずハローワークへご連絡ください。ハローワークには担当の専門官が配置されており、ケースワーク方式による入念な職業相談が行われています。障害者が求職申込みをしますと障害の状況、技能、知識、適性、希望などが綿密な相談のうえ登録され、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っております。

また、各都道府県においては障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者重点公共職業安定所を指定して、都道府県内各安定所の障害者求職情報を広く収集、整備し、求人者等のニーズに応じてこれらの情報を提供しております。

◇職業相談員等

公共職業安定所に配置されて、障害者が適切な職業選択をし、また、就職後職場へ円滑に適応できるように、相談等を行い、援助や指導をしています。

現在、主要な公共職業安定所に身体障害者担当、知的障害者担当及び精神障害者担当の職業相談員、また、重点公共職業安定所には、精神障害者ジョブカウンセラーが配置されています。

◇手話協力員

聴覚障害者に対してきめ細かい就職活動を円滑かつ効果的に推進するために、主要な公共職業安定所に手話協力員を配置しています。

(2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (平成15年9月まで日本障害者雇用促進協会)

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー

TEL 03-5400-1600 (代表) FAX 03-5400-1638

平成14年12月6日、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法」が成立しました。これにより、日本障害者雇用促進協会は、平成15年10月1日から独立行政法人になるとともに、(財)高年齢者雇用開発協会の業務と併せて、新たに「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」として生まれ変わります。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行う業務は、次のとおりです。

- 障害者の職業リハビリテーション業務
- 障害者雇用納付金制度に基づく納付金の徴収、調整金・報奨金・助成金の支給業務
- 障害者雇用に関する事業主への相談・援助等の業務
- 障害者雇用に関する啓発業務
- 障害者雇用に関する研究・研修業務
- 高年齢者等の雇用促進のための助成金の支給業務
- 高年齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助等の業務
- 高齢期における職業生活の設計を行うために必要な助言又は指導等の業務

機構が提供する各種サービスは、以下の施設が窓口となっています。

① 障害者雇用情報センター

事業主等を対象として、障害者の雇用にかかる各種相談や援助を行っています。

1. 雇用アドバイザーによる専門的相談
2. 障害者雇用に関する情報提供
3. 就労支援機器の展示、貸出し (26ページ参照)
4. 障害者雇用に役立つビデオテープ等の貸出し
5. 点訳サービス 等

施設の名称		所 在 地	電話番号	F A X
宮城障害者雇用情報センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央1-6-18 日石東急仙台ビル7F	022(224)7677	022(224)8366
中央障害者雇用情報センター	〒105-0022	東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー13F	03(5400)1632	03(5400)1633
愛知障害者雇用情報センター	〒450-0002	名古屋市市中村区名駅4-5-28 近鉄新名古屋ビル5F	052(566)1861	052(566)1862
大阪障害者雇用情報センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3F	06(6265)6857	06(6261)5581
福岡障害者雇用情報センター	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル1F	092(474)5304	092(413)1962

② 地域障害者職業センター

全国47都道府県に設置 (北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所を設置) されている地域障害者職業センターでは、ハローワーク等の関係機関との密接な連携の下、障害者や事業主に対して、以下の職業リハビリテーションサービスを実施しています。

●障害者に対するサービス

◇職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適應するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画 (職業リハビリテーション計画) を作成します。

◇職業指導

就職活動を円滑に実施できるように、適切な職業選択が行えるように、また職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行います。

◇職業準備支援事業

センター内や事業所内での作業支援、事業所見学や職業講話等の職業準備支援講座、その他通勤指導等を通じて、就職や職業生活を可能としていくための職場のルール、作業遂行力、適切な態度等基本的な労働習慣の体得及び職業に関する知識の習得のための支援を行います（ワークトレーニングコース）。

また、精神障害者を対象に、作業支援、職業準備支援講座のほか対人技能訓練等を通じて、障害特性に配慮して段階的に基本的な労働習慣の体得、対人技能等の習得のための支援を行います（自立支援コース）。

◇OA講習

視覚障害、脳性まひ等の身体障害者を対象に、外部機関（社会福祉法人、学校法人等）に技術指導の協力を得て、OA機器の操作技能（パソコン基本操作、ワープロ・表計算ソフト基本操作等）の習得のための講習を実施しています。

◇知的障害者判定・重度知的障害者判定

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定を行います。

●障害者・事業主双方に対するサービス

◇職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障害者に対する直接的・専門的支援とあわせて、企業の担当者や職場の従業員に対して、障害を理解し配慮するための助言、必要に応じて仕事の内容や職場環境の改善の提案などを行います。

また、障害者に対しても人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行うほか、支援終了後も必要に応じてフォローアップを行います（22ページ参照）。

●事業主に対するサービス

◇相談・援助

地域障害者職業センターには、事業主から、次のようなさまざまな相談が寄せられています。

- 障害者を雇用しようと思っているが、職場にとけ込めるか、仕事がきちんとできるか不安がある。
- 障害を受け、リハビリ中の従業員が復職することになっているが、どのような点に配慮すればよいか？
- 知的障害者に仕事をどのように教えたら良いか？
- 障害の特性に合わせて作業工程を変えたいと思っているが、どのようにすればよいか？
- 車いすを使用している障害者を雇用しようと思っているが、施設などをどのように改善すればよいか？
- 休みがちな障害者がいるが、原因がわからず困っている。
- 長く勤務している障害者の作業量が、最近落ちてきた。

これらの相談に対して、地域障害者職業センターでは、事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し作成した「事業主支援計画」などをもとに、障害者職業カウンセラーが助言や援助を行っています。

◇雇用管理サポート事業

障害者の雇用管理について、特に専門的な支援を必要とする事業主に対しては、地域の専門家の協力を得て、雇用管理サポート事業を行っています（25ページ参照）。

地域障害者職業センター一覧

施設名	〒	所在地	電話番号	F	A	X
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-747-8231	011-747-8134		
旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F	0166-26-8231	0166-26-8232		
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2丁目17-2	017-774-7123	017-776-2610		
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860		
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675		
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609		
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179		
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261		
茨城障害者職業センター	309-1703	茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752		
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190		
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541		
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260		
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083		
東京障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(8F)	03-3989-9651	03-3989-9653		
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341	042-529-3356		
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789		
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522		
富山障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4	076-438-5285	076-438-5234		
石川障害者職業センター	921-8836	石川県石川郡野々市町末松2-244	076-246-2210	076-246-1425		
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694		
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077		
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089		
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049		
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	054-652-3322	054-652-3325		
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F	052-452-3541	052-452-6218		
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 UFJつばさ証券豊橋ビル6F	0532-56-3861	0532-56-3860		
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町137-122	059-224-4726	059-224-4707		
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663		
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678		
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4F	06-6261-7005	06-6261-7066		
南大阪支所	591-8025	堺市長曾根町130-23 堺商工会議所5F	0722-58-7137	0722-58-7139		
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596		
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5284	0742-34-1899		
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069		
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987		
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909		
岡山障害者職業センター	700-0952	岡山市平田407	086-243-6955	086-241-3599		
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319		
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569		
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220		
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880		
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214		
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676		
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801	092-752-5751		
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513		
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035		
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886		
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38-4F	096-371-8333	096-371-8806		
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042		
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425		
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281		
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254	098-861-1116		

③ 国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

TEL 042 (995) 1711 / FAX 042 (995) 1052

国立職業リハビリテーションセンターは、中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成され、障害者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

国立職業リハビリテーションセンターの特徴は、隣接する厚生労働省所管の国立身体障害者リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施するところにあります。

また、通所が可能な在職者を対象としたレベルアップ、職種転換を行うための短期課程の職業訓練を企業ニーズに合わせたオーダーメイドで実施しています。

◇業務内容

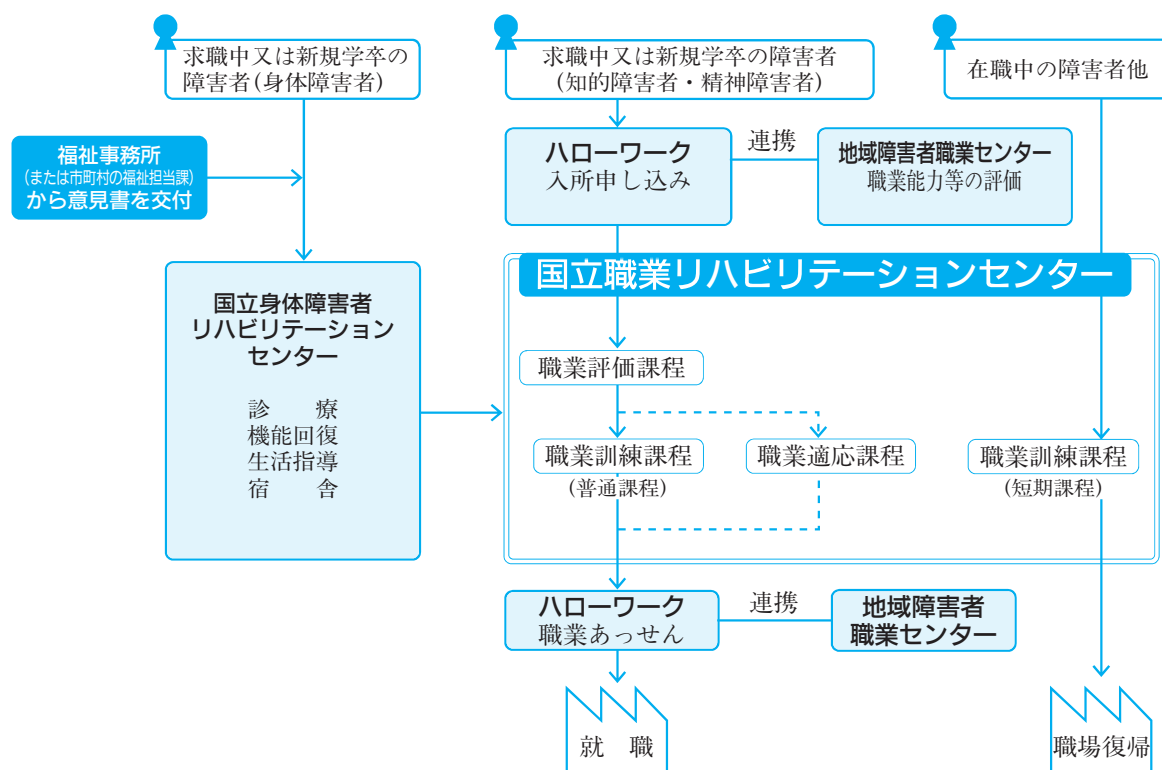
イ 職業評価

ロ 職業指導

ハ 職業訓練（9系 定員200名）

メカトロニクス系、機械系、電気・電子系、デザイン系、印刷・製本系、第1種情報処理系、第2種情報処理系、オフィスビジネス系、職域開発系

ニ 職業適応指導



④ 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

〒716-1241 岡山県上房郡賀陽町吉川7520

TEL 0866 (56) 9000 / FAX 0866 (56) 7636

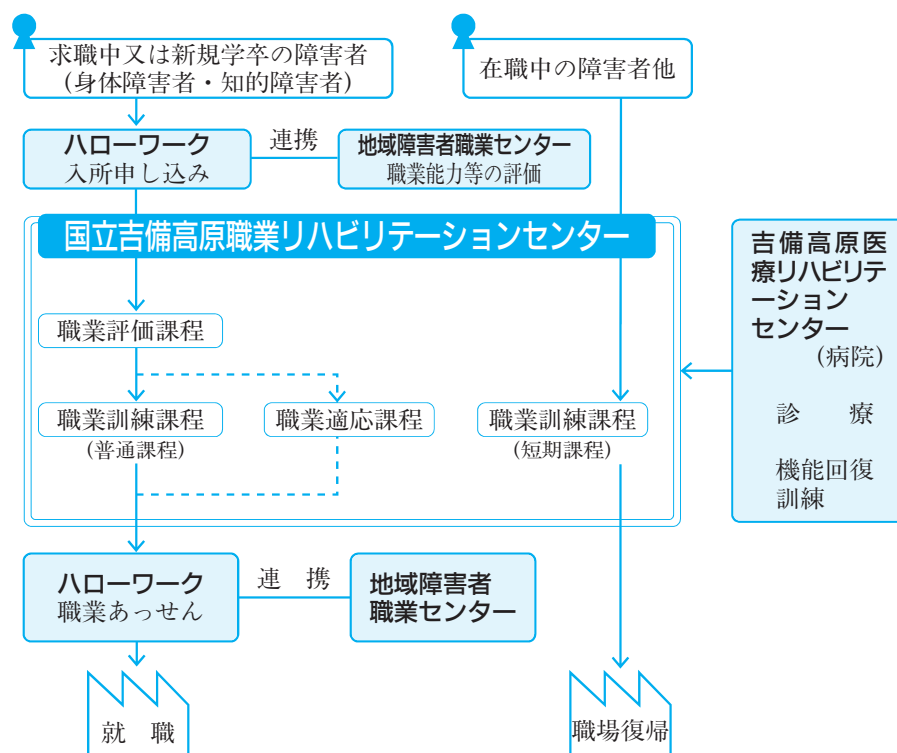
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは、吉備高原広域障害者職業センターと吉備高原障害者職業能力開発校から構成され、労働災害の被災労働者及び主として西日本地域の障害者に対して、一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの特徴は、同一敷地内に設置されている労働福祉事業団所管の吉備高原医療リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施するところにあります。

また、在職者を対象としたレベルアップ、職種転換を行うための短期課程の職業訓練を企業ニーズに合わせて、オーダーメイドで実施しています。(入寮による利用も可能です。)

◇業務内容

- イ 職業評価
- ロ 職業指導
- ハ 職業訓練（7系 定員80名）
 - メカトロニクス系、機械系、電気・電子系、印刷・製本系
 - 第2種情報処理系、オフィスビジネス系、職域開発系
- ニ 職業適応指導
- ホ 生活指導



⑤ せき髄損傷者職業センター

〒820-0053 福岡県飯塚市大字伊岐須字道坂550-4

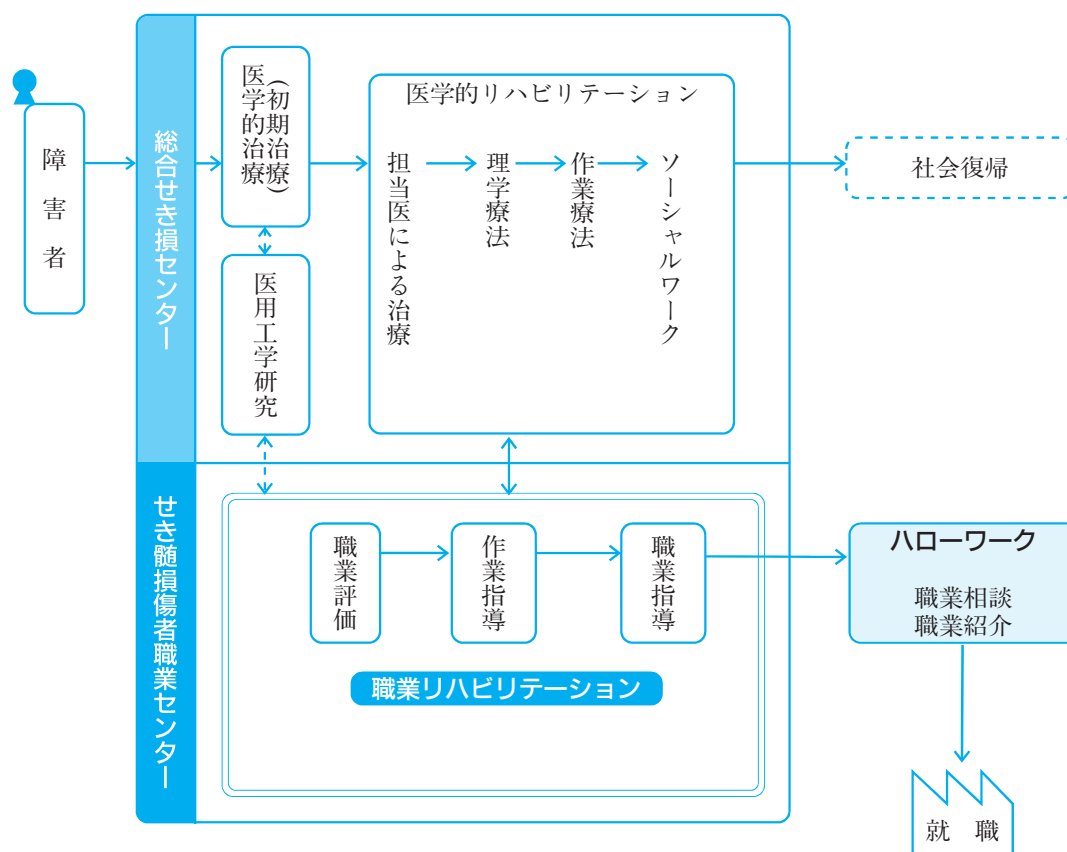
TEL 0948 (24) 7500 / FAX 0948 (29) 0878

せき髄損傷者職業センターは、せき髄損傷者に対し、職業評価から職業指導までの一貫した職業リハビリテーションを行う施設です。

せき髄損傷者職業センターの特徴は、同一施設内に設置されている労働福祉事業団所管の総合せき損センターと密接な連携をとることにより、せき髄損傷者等に対して、医療リハビリテーションから職業リハビリテーションまでの総合的なリハビリテーションサービスを提供するところにあります。

◇業務内容

- イ 職業評価
- ロ 職業指導
- ハ 生活指導



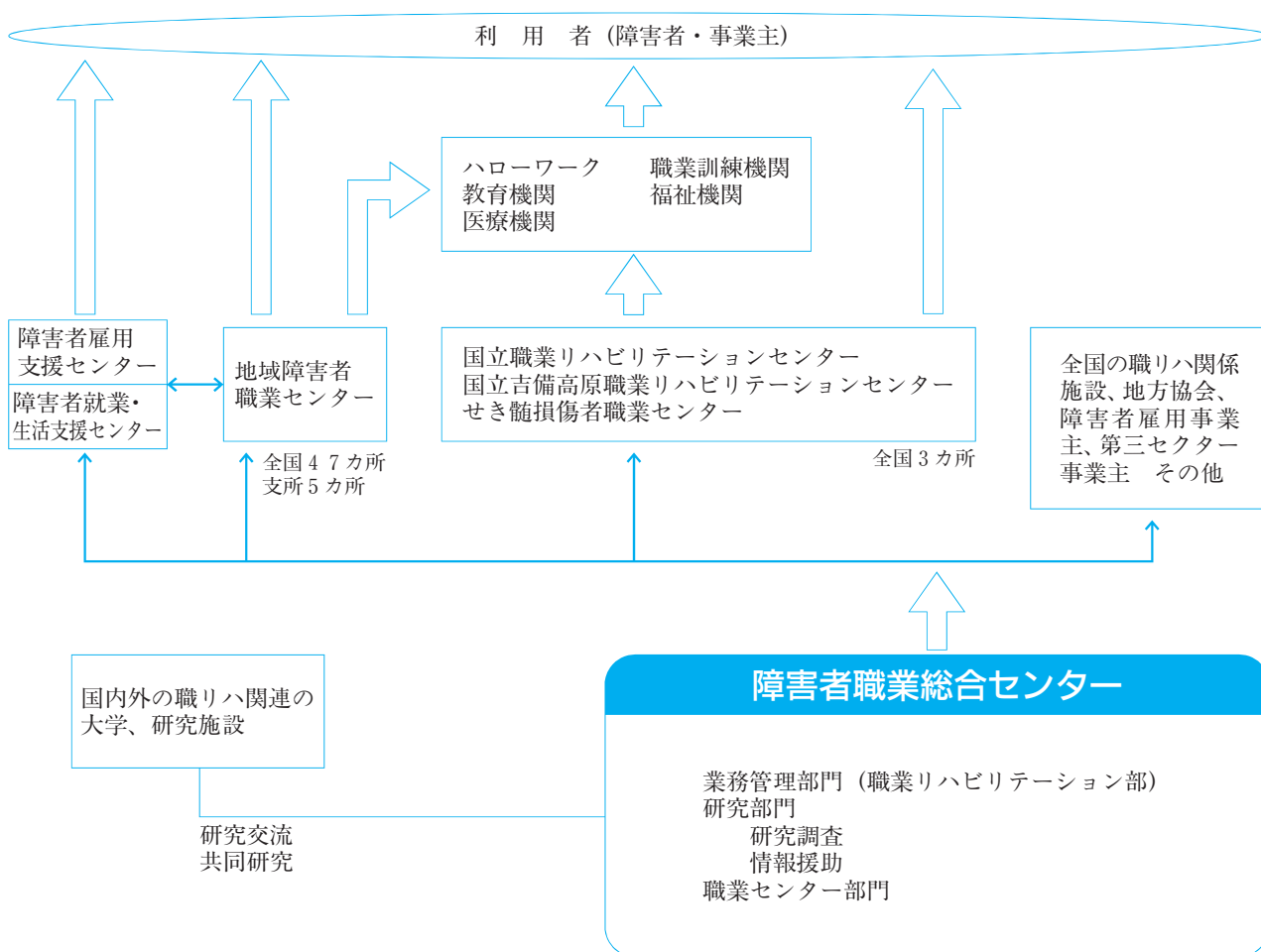
⑥ 障害者職業総合センター

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043 (297) 9000 / FAX 043 (297) 9056

職業リハの充実と新たな展開を目指して

障害者職業総合センターは、職業リハビリテーション関係施設の中核的機関として、先駆的な職業リハビリテーションサービスの提供、研究・開発、技術情報の提供、専門職員の養成・研修などを通して、職業リハビリテーションサービスの全体的な質の向上を図ることを目的とした高齢・障害者雇用支援機構の施設です。



(3) 都道府県障害者雇用促進協会（雇用開発協会及び総合雇用推進協会）

各都道府県においては障害者雇用促進協会（雇用開発協会及び総合雇用推進協会）が障害者の雇用促進に寄与するため、様々な活動を行っています

都道府県協会名	〒	所 在 地	電話番号	F	A	X
(社)北海道障害者雇用促進協会	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-726-8581	011-707-9615		
(社)青森県障害者雇用促進協会	030-0861	青森市長島1-6-9 東京生命ビル6F	017-773-5037	017-722-8043		
(社)岩手県障害者雇用促進協会	020-0021	盛岡市中央通1-4-7 岩手県赤十字会館2F	019-652-8080	019-652-7355		
(社)宮城県障害者雇用促進協会	980-0021	仙台市青葉区中央1-6-18 日石東急仙台ビル8F	022-261-3276	022-268-0137		
(社)秋田県障害者雇用促進協会	010-0875	秋田市千秋明徳町3-4-4 コーエンビル4F	018-835-2818	018-831-0910		
(社)山形県障害者雇用促進協会	990-0023	山形市松波4-5-5 黒井産業ビル2F	023-641-7112	023-625-5887		
(社)福島県障害者雇用促進協会	960-8103	福島市舟場町1-2-0 三井生命ビル6F	024-523-5251	024-524-1057		
(社)茨城県雇用開発協会	310-0803	水戸市城南1-1-6 アクサ水戸ビル3F	029-221-6698	029-221-6739		
(社)栃木県雇用開発協会	320-0033	宇都宮市本町4-1-5 宇都宮NIビル8F	028-621-2853	028-627-3104		
(社)群馬県障害者雇用促進協会	371-0025	前橋市紅雲町1-2-10 第5江州ビル3F	027-224-5766	027-223-4330		
(社)埼玉県雇用開発協会	336-0011	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-824-8739	048-822-6481		
(社)千葉県雇用開発協会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-1 千葉フコク生命ビル7F	043-225-7071	043-225-7479		
(社)東京都障害者雇用促進協会	102-0071	千代田区富士見1-5-8 大新京ビル2F	03-3288-5321	03-3288-5330		
(財)神奈川県雇用開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7F	045-633-6110	045-633-5428		
(社)新潟県雇用開発協会	950-0087	新潟市東大通1-1-1 三越・プラザ共同ビル7F	025-241-3123	025-241-3426		
(社)富山県障害者雇用促進協会	930-0094	富山市安住町2-1-4 北日本スクエア北館7F702号	076-442-2050	076-442-2177		
(社)石川県障害者雇用促進協会	920-0901	金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル8F	076-223-8230	076-222-7562		
(社)福井県障害者雇用促進協会	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター3F	0776-25-0826	0776-23-6093		
(社)山梨県障害者雇用促進協会	400-0031	甲府市丸の内1-1-7-10 東武穴水ビル8F	055-232-8310	055-232-8917		
(社)長野県雇用開発協会	380-8506	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6F	026-226-4684	026-226-5134		
(社)岐阜県障害者雇用促進協会	500-8384	岐阜市薮田南1-1-1-2 岐阜県水産会館2F	058-274-1176	058-274-1305		
(社)静岡県障害者雇用促進協会	420-0857	静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル6F	054-255-7139	054-253-7910		
(社)愛知県障害者雇用促進協会	450-0002	名古屋市市中村区名駅4-5-28 近鉄新名古屋ビル5F	052-566-1863	052-566-1867		
(社)三重県障害者雇用促進協会	514-0009	津市羽所町700番地 アスト津8F	059-225-7832	059-223-1448		
(社)滋賀県障害者雇用促進協会	520-0044	大津市京町2-5-10 大津東京海上ビル2F	077-525-8644	077-524-9684		
(社)京都府障害者雇用促進協会	604-8106	京都市中京区堺町通御池下ル丸木材木町670-1 吉岡御池ビル3F	075-222-0202	075-222-0225		
(社)大阪府障害者雇用促進協会	540-0011	大阪市中央区農人橋1-4-34 信金中央金庫ビル6F	06-6944-1581	06-6945-9014		
(社)兵庫県障害者雇用促進協会	650-0025	神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビルディング3F	078-360-3681	078-360-3684		
(社)奈良県障害者雇用促進協会	630-8115	奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3F	0742-34-2227	0742-34-2383		
(社)和歌山県障害者雇用促進協会	640-8154	和歌山市六番丁2-4 ニッセイ和歌山ビル7F	073-431-2440	073-424-9613		
(社)鳥取県障害者雇用促進協会	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル7F	0857-26-9528	0857-26-9300		
(社)島根県障害者雇用促進協会	690-0887	松江市殿町111 松江センチュリービル3F	0852-26-3030	0852-26-2121		
(社)岡山県障害者雇用促進協会	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル5F	086-225-1015	086-226-2083		
(社)広島県雇用開発協会	730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル7F	082-512-1133	082-221-5854		
(社)山口県雇用開発協会	753-0051	山口市旭通り 2-9-19 山口建設ビル3F	083-924-6749	083-924-6697		
(社)徳島県障害者雇用促進協会	770-0856	徳島市中洲町1-4-2-1 富士火災徳島ビル7F	088-623-6980	088-655-7943		
(社)香川県障害者雇用促進協会	760-0072	高松市花園町1-1-5 花園ビル5F	087-861-3551	087-862-7136		
(社)愛媛県障害者雇用促進協会	790-0001	松山市一番町1-1-4-10 井手ビル1F	089-931-7131	089-947-8941		
(社)高知県雇用開発協会	780-0053	高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7F 5号室	088-884-1481	088-884-5306		
(社)福岡県障害者雇用促進協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル1F	092-473-7685	092-451-4150		
(社)佐賀県障害者雇用促進協会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館西別館	0952-29-8883	0952-24-7529		
(社)長崎県障害者雇用促進協会	850-0055	長崎市中町1-2-6 住友生命中町ビル7F	095-822-5359	095-826-1646		
(社)熊本県障害者雇用促進協会	862-0949	熊本市国府1-2-0-1 肥後水前寺ビル3F	096-362-1556	096-364-1084		
(財)大分県総合雇用推進協会	870-0026	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル3F	097-532-3180	097-536-7660		
(社)宮崎県障害者雇用促進協会	880-0812	宮崎市高千穂通2-1-33 明治生命宮崎ビル8F	0985-29-9052	0985-23-0724		
(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル12F	099-286-4402	099-286-4410		
(社)沖縄県雇用開発協会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F	098-891-8460	098-891-8470		

(4) 障害者雇用支援センター

授産施設等の福祉関係施設入所者や職場に定着することが困難な障害者等就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るため、就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う施設で、都道府県知事指定の民法法人及び社会福祉法人です。なお、詳しくは、各都道府県雇用対策主管課にお問い合わせ下さい。

施設名及び指定を受けた法人	所在地	電話番号	F A X
美唄地域障害者雇用支援センター ((社)美唄地域人材開発センター運営協会)	〒072-0803 北海道美唄市東明1条1-2-1	01266(3)4219	01266(3)4834
茨城県南部地域障害者雇用支援センター ((社)茨城県雇用開発協会)	〒300-0053 土浦市真鍋新町1-14	029(827)1104	029(827)1105
埼玉県西部地域障害者雇用支援センター ((社)埼玉県雇用開発協会)	〒350-1114 川越市脇田町32-3三豊川越ビル4階	0492(23)0804	0492(23)0816
杉並区障害者雇用支援センター ((財)杉並区障害者雇用支援事業団)	〒167-0041 東京都杉並区善福寺1-11-11	03(5382)2081	03(5382)2083
長野県松本障害者雇用支援センター ((社)長野県雇用開発協会)	〒339-0011 松本市寿北7-1-37	0263(85)1820	0263(85)1822
静岡県西遠地域障害者雇用支援センター ((社)静岡県障害者雇用促進協会)	〒430-0933 静岡県浜松市鍛冶町100-1 ザザシティ5階	053(413)2532	053(413)2532
名古屋市障害者雇用支援センター ((社)愛知県授産事業振興センター)	〒456-0073 名古屋市熱田区千代田町20-26	052(676)3333	052(683)5250
滋賀県障害者雇用支援センター ((財)滋賀県障害者雇用支援センター)	〒525-0032 草津市大路2-11-15	077(563)4005	077(563)5599
箕面市障害者雇用支援センター ((財)箕面市障害者事業団)	〒562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2	072(723)8801	072(723)8803
姫路市障害者雇用支援センター ((財)姫路市障害者職業自立センター)	〒670-0074 姫路市御立西5-6-26	0792(91)6504	0792(91)6509
広島市地域障害者雇用支援センター ((社)広島県手をつなぐ育成会)	〒733-0004 広島市西区打越町17-27	082(537)1088	082(537)1090
福岡県障害者雇用支援センター ((社)福岡県障害者雇用促進協会)	〒839-0861 久留米市合川町2423-3 久留米リサーチセンタービル	0942(34)4400	0942(34)4440
熊本障害者雇用支援センター ((社)熊本県障害者雇用促進協会)	〒861-1101 菊池郡西合志町合生4300	096(242)1681	096(242)1681
宮崎障害者雇用支援センター ((社)宮崎県障害者雇用促進協会)	〒880-0824 宮崎市大島町北ノ原1030-1	0985(22)9121	0985(22)9122

(5) 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設で、都道府県知事指定の民法法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等です。なお、詳しくは、各都道府県雇用対策主管課にお問い合わせ下さい。

センター名及び指定を受けた法人	セ ン タ ー 所 在 地	電 話 番 号	F A X
札幌障害者就業・生活支援センター サポートinサッポロ (社福)愛和福祉会	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西2-6 37山京ビル516	011-738-2000	011-738-2000
津軽障害者就業・生活支援センター (社福)七峰会	〒036-1321 青森県中津軽郡岩木町大字熊鳴字亀田184-1	0172-82-4524	0172-82-5544
胆江障害者・生活支援センター (社福)愛護会	〒023-0824 岩手県水沢市泉町9-1 ときわ寮内	0197-25-3523	0197-25-3613
石巻地域障害児(者)支援センター (社福)石巻祥心会	〒986-0016 宮城県石巻市八幡町2-4-23	0225-93-2924	0225-93-2954
秋田県南障害者就業・生活支援センター サンワーク六郷 (社福)六郷町社会福祉協議会	〒019-1402 秋田県仙北郡六郷町野中宇下村55番地	0187-84-3809	0187-84-3335
置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま (社福)山形県社会福祉事業団	〒993-0085 山形県長井市高野町2-3-1 置賜総合支庁西庁舎内	0238-88-5357	0238-88-5368
いわき障害者就業・生活支援センター (社福)いわき福音協会	〒970-8003 福島県いわき市平下平窪字熊ヶ平6	0246-23-1903	0246-23-1905
水戸地区障害者就業・生活支援センター (社福)水戸市社会福祉事業団	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-1 ミオスビル2F	029-309-6630	029-251-6630
とちぎ障害者就業・生活支援センター (社福)せせらぎ会	〒321-0201 栃木県下都賀郡壬生町安塚2032	0282-86-8917	0282-86-3402
群馬西部地区障害者就業・生活支援センター (社福)はるな郷	〒370-3106 群馬県群馬郡箕郷町東明屋676	027-371-8666	027-371-7251
東松山障害者就業・生活支援センター (NPO)東松山障害者就労支援センター	〒355-0013 埼玉県東松山市小松原町17-19	0493-24-5658	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センター あかね園 (社福)あひるの会	〒275-0024 千葉県習志野市茜浜3-4-5	047-452-2715	047-452-2693
障害者就業・生活支援センター ワーキングトライ (社福)ジェイ・エイチ・シー板橋会	〒174-0072 東京都板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551	03-3554-8202
障害者就業・生活支援センター こしじ (社福)中越福祉会	〒949-5406 新潟県三島郡越路町大字浦4712-1	0258-92-5163	0258-92-2541
富山障害者就業・生活支援センター (社福)セーナー苑	〒939-2298 富山県新川郡大沢野町3110	076-467-0679	076-468-3201
金沢障害者就業・生活支援センター (社福)金沢市社会福祉協議会	〒920-0864 石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571	076-231-3560
福井障害者就業・生活支援センター ふつとわーく (社福)福井県福祉事業団	〒910-3623 福井県丹生郡清水町島寺67-30 若越ひかりの村	0776-98-3747	0776-98-3672
障害者就業・生活支援センター 陽だまり (社福)ハヶ岳名水会	〒407-0263 山梨県韮崎市穴山町6319	0551-25-1012	0551-25-1013
上小池地域障害者就業・生活支援センターSHAKE (社福)かりがね福祉会	〒386-0012 長野県上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2F	0268-27-2039	0268-27-4623
岐阜県障害者就業・生活支援センター (社福)岐阜市社会福祉事業団	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2-23	058-252-2482	058-252-0468
障害者就業・生活支援センター (社福)明和会	〒437-0021 静岡県袋井市広岡4296	0538-42-3228	0538-42-3229
豊橋障害者就業・生活支援センター (社福)岩崎学園	〒440-0022 愛知県豊橋市岩崎町字利兵72の2	0532-61-2062	0532-63-8788
四日市障害者就業・生活支援センター (社福)四日市市社会福祉協議会	〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2-2	0593-54-2550	0593-54-2550

センター名及び指定を受けた法人	セ ン タ ー 所 在 地	電 話 番 号	F A X
障害者雇用生活支援センター(甲賀) (社福)しがらき会	〒528-0012 滋賀県甲賀郡水口町暁3-44	0748-63-5830	0748-63-5830
障害者就業・生活支援センター (社福)京都障害児福祉協会	〒603-8234 京都府京都市北区紫野下若草町12	075-414-1301	075-431-1400
大阪市障害者就業・生活支援センター (社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55	06-4302-8977	06-4302-8980
加古川障害者就業・生活支援センター (社福)加古川はぐるま福祉会	〒675-0002 兵庫県加古川市山手1-11-10	0794-38-8728	0794-38-0368
障害者就業・生活支援センターウィーズ (社福)創生会	〒636-0351 奈良県磯城郡田原本町松本160-4	07443-3-0510	07443-3-3900
紀南障害者就業・生活支援センター (社福)やおき福祉会	〒646-0025 和歌山県田辺市神子浜2-13-20	0739-23-3667	0739-23-3668
とっとり障害者就業・生活支援センター (NPO)すてっぷ	〒683-0064 鳥取県米子市道笑2-126 桑元ビル1F	0859-37-2140	0859-37-2141
島根西部障害者就業・生活支援センター「レント」 (社福)いわみ福祉会	〒697-0027 島根県浜田市殿町75-8	0855-22-4141	0855-22-4141
岡山障害者就業・生活支援センター (社福)旭川荘	〒703-8555 岡山県岡山市祇園地先	086-275-5697	086-275-2973
みどりの町 障害者就業・生活支援センター (社福)みどりの町	〒729-1322 広島県賀茂郡大和町大字箱川1470-2	0847-34-1375	0847-34-1446
光栄会 障害者就業・生活支援センター (社福)光栄会	〒755-0077 山口県宇部市中村3-12-52	0836-32-4371	0836-32-4372
障害者就業・生活支援センター わーくわく (社福)愛育会	〒771-0214 徳島県板野郡松茂町満字満穂開拓50-5	088-699-4143	088-699-8704
障害者就業・生活支援センター 共生 (社福)恵愛福祉事業団	〒769-2702 香川県東かがわ市松原1,400-1	0879-25-1188	0879-25-1189
えひめ障害者就業・生活支援センター (社福)愛媛県社会福祉事業団	〒790-0843 愛媛県松山市道後町2-12-11	089-917-8516	089-917-8518
障害者就業・生活支援センター ラポール (社福)高知県知的障害者育成会	〒787-0010 高知県中村市古津賀1409	0880-34-6673	0880-35-3590
北九州障害者就業・生活支援センター (社福)北九州市手をつなぐ育成会	〒804-0064 福岡県北九州市戸畑区沖台2-4-8	093-871-0073	093-871-0089
社会福祉法人たちばな会障害者就業・生活支援センター (社福)たちばな会	〒849-1422 佐賀県藤津郡塩田町大字谷所甲1388	0954-66-9093	0954-66-9255
長崎障害者就業・生活支援センター (社福)南高愛隣会	〒854-0001 長崎県諫早市福田町357-1	0957-22-2203	0957-21-0450
障害者就業・生活支援センター 大分プラザ (社福)博愛会	〒870-0029 大分県大分市高砂町2-50	097-514-3300	097-514-3970
みやざき障害者就業・生活支援センター (社福)宮崎県社会福祉事業団	〒880-0007 宮崎県宮崎市原町2番22号	0985-25-4692	0985-25-4339
障害者就業・生活支援センター ティーグ&チムチム (社福)名護学院	〒905-0011 沖縄県名護市宮里1-22-14	0980-54-8181	0980-54-3287

(6) 障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携の下に、障害の種類・程度等に対応した職業訓練を実施する障害者職業能力開発校が全国19ヶ所に設定されています。

◇国立

名称・所在地・電話番号・(FAX)	訓練科目
北海道障害者職業能力開発校 〒073-0115 砂川市焼山60 0125 (52) 2774・(0125 (52) 9177)	木工、製版、建築設計、【機械製図】、OA事務、【プログラム設計】、ショップマネジメント、 <u>被服縫製（作業実務）</u>
宮城障害者職業能力開発校 〒981-0911 仙台市青葉区台原5-15-1 022 (233) 3124・(022 (233) 3125)	コンピュータ制御、服飾ビジネス、プリントメディア、商業デザイン、【福祉機器】、OAビジネス、【情報処理】、 <u>縫製実務</u> 、 <u>製本紙工</u>
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター) 〒359-0042 所沢市並木4-2 042 (995) 1711・(042 (995) 1052) URL http://www.nvrca.ac.jp/	【メカトロニクス】、機械加工、電子機器、工業デザイン、製版、OAシステム、【システム設計】、経理事務、OA事務、 <u>職業実務</u> 、職域開発
東京障害者職業能力開発校 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 042 (341) 1411・(042 (341) 1451)	電子機器、経理事務、OA事務、システム設計、ショップマネジメント、製版、機械製図、精密加工、CADオペレータ、医療総合事務、介護保険事務、服飾ソーイング、スキルワーク、 <u>実務作業</u>
神奈川障害者職業能力開発校 〒228-0815 相模原市桜台13-1 042 (744) 1243・(042(740) 1497)	【加工技術】、CAD製図、【コンピュータ制御】、グラフィックアーツ、【OAシステム】、OA経理、OAビジネス、オフィスインフォメーション、 <u>総合実務</u>
石川障害者職業能力開発校 〒921-8836 石川郡野々市町末松2-245 076 (248) 2235・(076 (248) 2236)	機械製図、電子機器、洋裁、陶磁器製造、製版、一般事務、 <u>生産実務</u>
愛知障害者職業能力開発校 〒441-1231 宝飯郡一宮町大字一宮字上新切33-14 0533 (93) 2102・(0533 (93) 6554)	【システム設計】、OAシステム、【コンピュータ制御】、OA事務、CAD設計、グラフィックデザイン、園芸、アパレル、彫型工芸
大阪障害者職業能力開発校 〒590-0137 堺市城山台5-1-3 0722 (96) 8311・(0722 (96) 8313)	【システム設計】、【メカトロニクス】、機械製図、OA事務、製版、洋裁、広告美術、 <u>作業実務</u>
兵庫障害者職業能力開発校 〒664-0845 伊丹市東有岡4-8 072 (782) 3210・(072(782) 7081)	【臨床検査】、【メカトロニクス】、OAシステム、情報ビジネス、グラフィックアート、実務作業
吉備高原障害者職業能力開発校 (国立吉備高原職業リハビリテーションセンター) 〒716-1241 上房郡賀陽町吉川7520 0866 (56) 9000・(0866 (56) 7636) URL http://www.kibireha.ac.jp/	【メカトロニクス】、機械製図、電子機器、電気機器、製版、【システム設計】、経理事務、OA事務、 <u>職業実務</u> 、職域開発
広島障害者職業能力開発校 〒734-0003 広島市南区宇品東4-1-23 082 (254) 1766・(082 (254) 1716)	機械加工、CAD、製版、表具、流通事務、OA事務、ソフトウェア、 <u>総合実務</u>
福岡障害者職業能力開発校 〒808-0122 北九州市若松区蛸住1728-1 093 (741) 5431・(093 (741) 1340)	【プログラム設計】、機械製図、義肢・装具、建築設計、商業デザイン、OA事務、DTP制作、 <u>総合実務</u> 、アパレルデザイン
鹿児島障害者職業能力開発校 〒895-1401 薩摩郡入来町副田6285 0996 (44) 2206・(0996 (44) 2207)	製版・印刷、義肢・装具、経理事務、OA事務、電子制御システム、 <u>総合実務</u> 、園芸、洋裁

(注) (1) 中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校は、高齢・障害者雇用支援機構（平成15年9月までは日本障害者雇用促進協会）が運営。

(2) 【 】は2年過程の訓練科（臨床検査科については3年）である。

(3) _____内は、知的障害者を対象とした訓練科・訓練コースである。

◇県立

名称・所在地・電話番号・(FAX)	訓練科目
青森県立障害者職業訓練校 〒036-8253 弘前市緑ヶ丘1-9-1 0172 (36) 6882・(0172 (36) 7255)	電子機器、製版、OA事務、 <u>作業実務</u>
千葉県立障害者高等技術専門校 〒266-0014 千葉市緑区大金沢町470 043 (291) 7744・(043 (291) 7745)	OA事務、製版、電子機器、洋裁、建築設計、 <u>縫製実務</u> 、 <u>木工実務</u>
静岡県立あしたか職業訓練校 〒410-0301 沼津市宮本5-2 0559 (24) 4380・(0559 (24) 7758)	機械加工、OA事務、 <u>機械操作</u> 、 <u>機器組立</u> 、 <u>縫製加工</u>
愛知県立春日台職業訓練校 〒480-0304 春日井市神屋町713-8 0568 (88) 0811内2723・(0568 (88) 0948)	<u>機械</u> 、 <u>木工</u> 、 <u>縫製</u> 、 <u>紙器製造</u> 、 <u>陶磁器</u>
京都府立城陽障害者高等技術専門校 〒610-0100 城陽市中芦原59 0774 (54) 3600・(0774 (56) 0528)	<u>縫製</u> 、 <u>紙器製造</u> 、OA事務
兵庫県立障害者高等技術専門学院 〒651-2134 神戸市西区曙町1070 078 (927) 3230・(078 (928) 5512)	【システム設計】、精密加工、貴金属・宝石、機械製図、加工組立

(注) (1) 【 】 は2年課程の訓練科である。

(2) _____ は知的障害者を対象とした訓練科・訓練コースである。

◇その他の能力開発施設

民間で障害者の能力開発訓練を行う施設としては以下のものがあります。

名称・所在地・電話番号・(FAX)	対象者	訓練職種	訓練期間	訓練開始月	設置
(社福)日本盲人職能開発センター 〒160-0003 東京都新宿区本塩町10-3 03 (3334) 0900・(03 (3341) 0967)	視覚障害	OA事務科	1年	10月	昭和 54年10月
			6ヶ月	4月、10月	
			3ヶ月	4月、10月、1月	
(財)障害者職能訓練センター電算機職能訓練所 〒166-0012 東京都杉並区和田1-5-18アテナビル2F 03 (3381) 2289・(03 (3381) 2289)	身体障害	情報処理科	1年	4月	昭和 56年 4月
			2年	4月	
(社福)日本ライトハウス 視覚障害リハビリテーションセンター 〒538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2-4-37 06 (6961) 5521・(06 (6961) 6268)	視覚障害	構内電話交換科	1年	4月、8月、1月	昭和 56年 4月
		情報処理科	2年	4月、8月、1月	
		機械科	1年 2年	4月、8月、1月	
※(社福)日本キリスト教奉仕団アガベ第一作業所 〒228-0002 神奈川県座間市小松原2-10-14 0462 (54) 7111・(0462 (55) 2915)	身体障害	情報処理科	2年	4月	昭和 57年12月
(株)吉備NC能力開発センター 〒709-2343 岡山県御津郡加茂川町竹部1973 0866 (56) 8282・(0866 (56) 8222)	身体障害	NC放電加工科	2年	4月	昭和 58年 4月
		NCソフト科	2年	4月	
(財)東厚生会 身体障害者運転能力開発訓練センター 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 048 (481) 2711・(048 (481) 6578)	身体障害	自動車運転科	3ヶ月	4月、7月、10月、1月	昭和 58年 7月
※(社福)あしたか太陽の丘 〒410-0301 静岡県沼津市宮本5-2 0559 (23) 7850(代)・(0559 (23) 2518)	身体障害	情報処理科	2年	11月	昭和 58年11月

名称・所在地・電話番号・(FAX)	対象者	訓練職種	訓練期間	訓練開始月	設置
(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市職業リハビリテーションセンター 〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55 06 (6704) 7201・(06 (6704) 7274)	身体障害	情報処理科	1年 2年	4月	昭和 60年 4月
	知的障害	紙器製造科	1年	4月、10月	
(社福)摂津市社会福祉事業団 摂津市障害者職業能力開発センター 〒566-0062 大阪府摂津市鳥飼上5-2-8 0726 (53) 1212・(0726 (53) 0300)	身体障害	O A 実務科	2年	4月	昭和 60年11月
	知的障害	木工科	1年	4月	
* 阪神友愛食品(株) 能力開発センター 〒663-8142 兵庫県西宮市鳴尾浜3-7-3 0798 (41) 8301・(0798 (41) 8303)	知的障害	食品加工科	1年	4月	昭和 62年 4月
* (訓)長崎能力開発センター 〒859-1211 長崎県南高来郡瑞穂町西郷戊1492-1 0957 (77) 3211・(0957 (77) 2071)	知的障害	養豚科	2年	4月	昭和 62年 4月
		製麺科	2年	4月	
* (訓)神奈川能力開発センター 〒259-1101 神奈川県伊勢原市日向496 0463 (96) 4555・(0463 (96) 4593)	知的障害	工業技術基礎科	1年	4月	昭和 62年 4月
		機械工作科	1年	4月(工業技術基礎科修了後選択)	
		電機機器組立科	1年	4月(〃)	
		部品組立科	1年	4月(〃)	
(社福)大阪府障害者福祉事業団 大阪 I N A (イナ)職業支援センター 〒562-0015 大阪府箕面市稲6-15-26 0727 (29) 7021・(0727 (29) 8041)	知的障害	園芸科	1年	4月	平成 7年 4月
		パン・菓子製造科	1年	4月	
(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市職業指導センター 〒559-0023 大阪府大阪市住之江区泉1-1-110 06 (6685) 9075・(06 (6685) 8064)	知的障害	職業基礎科	1年	4月	平成 7年 4月
		紙器加工科	1年	4月	
		グリーン農園科	1年	4月	
(株)熊本ソフトウェア研修センター 身体障害者ソフトウェア開発訓練センター 〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原2081-28 096 (289) 2100・(096 (287) 2019)	身体障害	システム設計科	2年	4月	平成 7年 4月
		データベース設計科	2年	4月	
* 北海道はまなす食品(株) 能力開発センター 〒061-1111 北海道北広島市北の里56 011 (373) 9315・(011 (373) 9316)	知的障害	食品加工科	1年	4月	平成 7年 4月
(財)全国精神障害者家族会連合会 ハートピアきつれ川 〒329-1412 栃木県塩谷郡喜連川町 大字喜連川5633-2 028 (686) 3336・(028 (686) 0336)	精神障害	ホテル科	2年	10月	平成 8年10月
		清掃環境整備科	2年	10月	
		調理配膳科	2年	10月	
(社福)共生福祉会 なごや職業開拓校 〒451-0051 愛知県名古屋市西区則武新町 2-2407 052 (582) 6006・(052 (582) 6022)	知的障害	食品加工科	2年	4月	平成 13年4月
	精神障害	生産実務科	1年	4月	

(注) 1. *印は、第三セクター方式による知的障害者能力開発センター。

2. *印は、授産施設と企業との連携による重度障害者等特別能力開発訓練事業。

障害者雇用対策基本方針概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、平成15年度から平成19年度までを運営期間とする「障害者雇用対策基本方針」が策定され公表されていますが、その内容は以下のとおりです。

はじめに

1 方針の目的

この基本方針は、前回方針の運営期間における状況を踏まえ、今後の障害者雇用対策の展開の在り方について、事業主、労働組合、障害者その他国民一般に広く示すとともに、事業主が行うべき雇用管理に関する指針を示すことにより、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図ることを目的とするものである。

2 方針のねらい

企業を取り巻く経営環境などが変化していることや、就職を希望する障害者の増加に対応し、障害者の職場を拡大する必要性が生じる中、平成14年に法改正を行い、除外職員制度及び除外率制度を段階的に縮小することとともに、特例子会社の認定要件を緩和し、特例子会社を保有する企業が企業グループで雇用率を算定することを可能とした。また、障害者就業・生活支援センター及びジョブコーチを制度化するとともに精神障害者の定義規定を設けるなど、精神障害者を含めた障害者に対する総合的な支援施策を充実させた。

また、企業の実雇用率を見ると、平成11年度以来横ばいを続けていたが、平成14年度には0.02%低下し、法定雇用率を依然下回った状態にあるなど、障害者を取り巻く雇用環境は依然として厳しいものとなっている。

そこで、今後は、平成14年12月に策定された障害者基本計画等に基づき、障害者の雇用の促進のため、雇用率制度による指導を推進していくとともに、除外職員制度及び除外率制度の段階的縮小、特例子会社の活用等により、障害者の職場を拡大するとともに、精神障害者について就業環境を整え、雇用率制度の対象とするための検討を行うこととする。また、人権の擁護の観点を含めた障害の特性等に関する正しい理解を促進するとともに、障害の種類及び程度に応じたきめ細かな対策を福祉部門等各関係機関と連携し、総合的かつ計画的・段階的に推進していくこととする。

3 方針の運営期間

この方針の運営期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とする。

第1 障害者の就業の動向に関する事項

1 障害者の人口の動向

(1) 身体障害者人口の動向

在宅の者324万5千人（平成13年）と増加している。また、重度化、高齢化が進んでいる。

(2) 知的障害者人口の動向

在宅の者22万1千人（平成12年）と増加している。

(3) 精神障害者人口の動向

精神病院入院34万人、在宅170万人（平成11年）となっている。また、精神障害者保健福祉手帳は21万9千人に対して交付されている（平成14年3月末現在）。

2 障害者の就業の動向

(1) 障害者の就業状況

身体障害者の就業者数は73万8千人、就業率23.3%（平成13年）と減少したが、知的障害者の就業者数は、13万8千人（平成12年）と増加している。

(2) 障害者の雇用状況

常用雇用されている身体障害者39万6千人、知的障害者6万9千人、精神障害者5万1千人となっており（平成10年）、前回調査に比べそれぞれ増加している。

平成14年の民間企業における実雇用率は、前年度に比べ0.02%ポイント低下し、1.47%となっている。

実雇用率については、従来から規模の小さい企業で高く、規模の大きい企業で低いという傾向があったが、逆転が見られる。

障害者である有効求職者は15万3千人であり、知的障害者は3万人、重度身体障害者は4万6千人を占める（平成14年12月末現在）。

平成13年度における公共職業安定所に届けられた障害者解雇者数は4,017人となり、前年度比約60%増加している。

第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

障害の重度化、障害者の高齢化、難病等の慢性疾患や高次脳機能障害など障害の多様化に対応した施策を、以下に重点を置いて展開を図っていく。

1 障害の種類及び程度に応じたきめ細やかな措置の開発、推進

職業リハビリテーションの措置の開発に努めるとともに、関係行政機関、企業等との密接な連携のもとに、職業リハビリテーションの措置を推進する。

2 一般雇用に就くために特に支援が必要な障害者に対する職業リハビリテーションの推進

知的障害者や精神障害者等一般雇用に就くために特に支援が必要な障害者の円滑な雇用の促進を図るため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を実施することにより障害者の就職及び職場定着を図る。また、障害者就業・生活支援センター、雇用支援センター等各機関、施設が連携し、職業リハビリテーションの実施を推進する。

3 職業能力開発の推進

一般の公共職業能力開発校において、障害者の受入れを促進する。重度障害者に対しては、障害者職業能力開発校において、訓練科目の設定等を推進する。在職者訓練、ＩＴを利用した職業能力開発、民間教育機関等の活用についても推進する。

4 実施体制の整備

職業リハビリテーション実施機関において、職業リハビリテーションの措置を充実させる。地域において、福祉、教育、医療等各部門と連携し、障害者就業・生活支援センターを活用するとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）の積極的活用を図る。

5 専門知識を有する人材の育成等

障害の多様化等に対応するため、経験的に蓄積された知識等を活用し、ジョブコーチ等職業リハビリテーションに従事する人材の育成と資質向上を着実に推進する。また、産業医の活用を図る。

6 進展するＩＴの積極的活用

近年急速に進展するＩＴの積極的活用を図る。

第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

事業主は、関係行政機関や事業主団体の援助と協力の下に、以下の点に配慮しつつ適正な雇用管理を行うものとする。

1 基本的な留意事項

(1) 採用及び配置

障害の種類及び程度を勘案した職域を開発することにより積極的な採用を図るとともに、障害者個々人の適性と能力を考慮した配置を行う。

(2) 教育訓練の実施

障害者に対し、能力向上のための教育訓練等の実施を図り、障害者能力開発校等で実施される在職者訓練等の活用も考慮する。

(3) 処遇

障害者個々人の能力向上、職務遂行状況を適切に把握し、適性、希望等も勘案した上で、その能力に応じ、キャリア形成にも配慮した適正な処遇に努める。

(4) 安全・健康の確保

障害の種類及び程度に応じた安全管理、健康管理の実施を図る。

(5) 職場定着の推進

障害者雇用推進者、障害者職業相談員について、業務に適した者を選任するとともに、ジョブコーチの活用等を図る。

(6) 障害及び障害者についての理解の促進

職場内の意識啓発を通じ、職場全体の、障害及び障害者についての理解や認識を深める。

(7) 障害者の人権の擁護

障害者の人権が侵害されないよう、障害者雇用連絡会議、紛争調整委員会、地方労働委員会によるあっせん等を活用する。

2 障害の種類別の配慮事項

(1) 身体障害者

障害の種類及び程度が多岐にわたることを踏まえ、職場環境の改善を中心とした事項に配慮する。

(2) 知的障害者

複雑な作業内容を理解することが困難な場合があること等に配慮する。また、障害者本人への指導・援助を中心とした事項に配慮するとともに職業能力の向上にも配慮する。

(3) 精神障害者

精神症状の変動により作業効率に波がみられることがある等の特徴が指摘されていることに加え、障害の程度、職業能力等の個人差が大きいことを踏まえ、労働条件の配慮や障害者本人への指導・援助を中心とした事項に配慮する。

(4) その他障害者

個々の障害の状況を十分に把握し、必要に応じて職場の同僚等の理解を促進す

るための措置を講じるとともに、障害状況に応じた職務設計、勤務条件の配慮を行う。

第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

雇用施策に立ち後れのみえる精神障害者に重点を置きつつ、障害の種類及び程度に応じたきめ細やかな対策を総合的に講ずることとし、厳しい雇用失業情勢のしわ寄せが障害者にいかないように以下に重点を置いた施策の展開を図っていく。

1 障害者雇用率制度の達成指導の強化

法定雇用率の達成に向けて、民間部門、公的部門に対する指導を強力に実施するとともに、指導にもかかわらず一定の基準を満たさない企業については、企業名の公表を実施する。また、特例子会社制度の活用を促すとともに、除外率制度及び除外職員制度を段階的に縮小し、廃止を目指す。

2 事業主に対する援助・指導の充実等

障害者雇用に関する好事例の周知、雇用管理に関する知識、情報を提供するとともに、試行（トライアル）雇用制度を活用し、障害者雇用の経験のない事業主に対しても障害者雇用に取り組むきっかけづくりを行う。また、障害者雇用納付金制度を適正に運営し、助成金制度を活用しやすくすることにより、障害者の雇用の促進及び継続を図る。

3 障害者の雇用の維持、解雇の防止と再就職対策の強化

公共職業安定所において在職中からの障害者に対する支援を行う。

4 重度障害者の雇用・就労の場の確保

各種助成金を活用しつつ特例子会社等の設置を促進する。授産施設や養護学校等から一般雇用への移行といった一般雇用に就くために特に支援が必要な場合については、職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、福祉機関等との連携による雇用支援施策の整備等に努めるとともに、職務の見直し、職域の拡大、施設・設備の改善の促進、障害者及び事業主に対する相談等の施策の推進を図る。

5 精神障害者の雇用対策の推進

精神障害者については、福祉、医療部門との連携の下に障害者就業・生活支援センターを活用し、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援を行う。職業リ

ハビリテーションの措置の的確な実施に努めるとともに、各種助成措置の活用も図りつつ、雇用の促進及び継続を図る。精神障害者の雇用に関する理解を促進するため、事業主のみならず、医療、福祉関係者等に対しても周知啓発を推進する。障害者雇用率の適用についても対象とするための検討を行う。採用後精神障害者についても支援施策の推進を図る。

6 多様な雇用・就労形態の促進

短時間勤務、在宅就労等障害者の特性に応じた雇用環境づくりに取り組む。ITを活用するとともに、支援機関の育成など支援策の充実等を図る。

7 障害者雇用に関する啓発・広報

事業主団体、労働組合、障害者団体の協力も得ながら、国民一般を対象とした啓発、広報を推進する。

8 研究開発等の推進

障害者雇用の実態把握のための基礎的な調査研究を計画的に推進する。障害者雇用に係る専門的な研究を事業主団体等の協力も得て計画的に推進する。障害者がIT機器を利用するためのソフトの開発や難病者等の雇用に関する研究等、今後の課題に関する研究を積極的に推進する。併せて、これらの研究成果についての活用にも努める。

9 関係機関との連携

障害者雇用連絡会議の開催や個別の事案への対応を通じて、障害者を支援する機関相互間の連携の強化を図る。特に知的障害者、精神障害者について、障害者就業・生活支援センター等を活用し、教育、福祉、医療等関係機関と連携しながら、障害者の就職、職場定着を図る。障害者の職業生活に関わる社会環境に根ざした形で、住宅、交通手段等を含め総合的に整備していくことが重要であり、これに対する援助措置の充実に努める。

10 国際交流、国際協力の推進

びわこミレニアムフレームワークに基づき、我が国の国際的地位にふさわしい国際交流、国際協力を一層推進する。

●除外率設定業種及び除外率一覧

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率	
	現 在	平成16年 4月より
タイヤ・チューブ製造業 窯業・土石製品製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 ガス業 機械等修理業（別掲を除く）	10%	0%
有機化学工業製品製造業 石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。）	15	5
その他の運輸に附帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く。） 電気業	20	10
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	25	15
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） その他の鉱業 水運業	30	20
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	35	25
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便局	40	30
港湾運送業	45	35
鉄道業 医療業 高等教育機関	50	40
林業（狩猟業を除く。）	55	45
金属鉱業 児童福祉事業	60	50
特殊教育諸学校（盲学校を除く。）	65	55
石炭・亜炭鉱業	70	60
道路旅客運送業 小学校	75	65
幼稚園	80	70
船員等による船舶運航等の事業	100	90

(注1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。

(注2) 船員等による船舶運航等の事業とは、船舶等（自力で運行する能力をもたないしゅんせつ船等を含む。）により旅客又は貨物の運送を行う事業、船舶等により海面等において水産動植物を採捕する事業、船舶等により海面等において水産動植物を養植する事業等、船舶等によって行われるすべての事業をいいます。ただし、港湾において行われる船内荷役及び沿岸荷役の事業はこれに含まれません。

●障害者雇用納付金制度に基づく助成金

助 成 金 名		対象となる障害者	助成率	限 度 額	支 給 期 間
1 障害者作業施設設置等助成金	・第1種作業施設設置等助成金 (設置または整備)	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者	2 / 3	設置等 障害者1人につき 450万円 作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (一会計年度につき一事業所あたり 4,500万円)	3年間
	・第2種作業施設設置等助成金 (賃借)			賃借 障害者1人につき 月13万円 作業設備の場合 障害者1人につき5万円	
2 障害者福祉施設設置等助成金		・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者	1 / 3	障害者1人につき 225万円 (一会計年度につき一事業所又は事業主の団体一団体あたり2,250万円)	
3 重度障害者介助等助成金	・職場介助者の配置または委嘱 (重度視覚障害者であって事務的業務に就労する者または四肢機能障害者)	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の視覚障害者である短時間労働者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害の重複する者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の脳病変による移動機能障害が重複する者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害の重複する者である短時間労働者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の脳病変による移動機能障害の重複する者である短時間労働者	3 / 4	配置1人 月 15万円 委嘱1人 1回1万円 (年 150万円まで)	10年間
	・職場介助者の委嘱 (重度視覚障害者であって事務的業務以外に就労する者)			委嘱1人 1回1万円 (年 24万円まで)	
	・手話通訳担当者の委嘱	・3級以上の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者である短時間労働者		委嘱1人 1回 6,000円 (年 14万4千円まで)	
	・健康相談医師の委嘱	・4級以上の内部障害者 ・3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・2級以上の内部障害者である短時間労働者 ・2級以上のせき髄損傷による肢体不自由者である短時間労働者 ・てんかん性発作を伴う重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者		委嘱1人 1回 25,000円 (対象障害者の障害の区分ごとに委嘱1人年30万円まで)	

助 成 金 名		対象となる障害者	助成率	限 度 額	支 給 期 間
3 重度障害者 介助等助成金	・職業コンサルタントの配置または委嘱	・重度身体障害者 ・3級または4級の脳病変による上肢機能障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 （上記の障害者5人以上のための配置 または委嘱であることが必要）	3 / 4	配置1人 月 15万円 委嘱1人 1回 1万円 (年 150万円まで)	10年間
	・業務遂行援助者の配置	・重度知的障害者 ・精神障害者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 （上記の障害者1人から3人までにに対し、 1人の業務遂行援助者の配置ができる。）	配置1人 3年間までは対象障害者1人につき 月 3万円 4年目以降は対象障害者1人につき 月 1万円 (短時間労働者にあつてはそれぞれの半額)		
4 重度障害者等 通勤対策助成金	・住宅の新築等 (事業主団体を含む。)	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者	3 / 4	住宅の新築等 世帯用1戸につき 1,200万円 単身者用1人につき 500万円	10年間
	・住宅の賃借	・3級または4級の下肢機能障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢機能障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		住宅の賃借 世帯用 月 10万円 単身者用 月 6万円	
	・指導員の配置 (事業主団体を含む。)	・知的障害者 ・精神障害者		配置1人 月 15万円	
	・住宅手当の支払	・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者		障害者1人 月 6万円	10年間
	・通勤用バスの購入 (事業主団体を含む。)	（指導員、通勤用バスの購入、通勤用バスの運転に従事する者の委嘱については、上記の障害者5人以上のための措置であることが必要）		バス 1台 700万円	
	・通勤用バスの運転に従事する者の委嘱 (事業主団体を含む。)			委嘱1人 1回 6,000円	
	・通勤援助者の委嘱			委嘱1人 1回 2,000円 交通費1認定 30,000円	1月間
	・通勤のための駐車場の賃借			駐車場 障害者1人 月 5万円	10年間
	・通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢機能障害者 ・2級以上の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢機能障害者 ・4級以上の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢機能障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・上記のうち、2級以上の障害者である短時間労働者		購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者 1台 250万円)	

助 成 金 名		対象となる障害者	助成率	限 度 額	支 給 期 間
5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	・第1種 (施設設置)	・重度身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者	2 / 3 特例 3 / 4	1.5億円 (新規雇入れ 5～ 9人) 2億円 (新規雇入れ 10人以上) 特例 3億円または4億円(一定の要件を具備する場合で、厚生労働大臣の承認が必要)	5 年間
	・第2種 (施設改善)	・第1種については、上記の障害者5人以上を新規に雇入れ、従来から雇用している者と合わせて10人以上を雇用し、かつ、雇用割合が2/10以上であること等が必要 ・第2種については、上記の障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、かつ、雇用割合が2/10以上であること等が必要		1 認定 5,000万円 特例 1億円	
	・第2種 (設備更新)			同一企業に対し施設改善、設備更新含めて1億円	
	・利息助成				
6 障害者能力開発助成金	・第1種 (施設設置)	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者	4 / 5	2億円	訓練期間中
	・第1種 (施設・設備更新)			5,000万円	
	・第2種 (運営費)		3 / 4	受講生1人 月16万円	
	・第3種 (受講)		4 / 5 3 / 4	受講生1人 月17万円 受講生1人 月8万円	
7 障害者雇用支援センター助成金	・第1種 (設置費)		4 / 5	2億円	受講期間中
	・第2種 (運営費)		3 / 4	定員×月13万円 障害者雇用支援者1人につき5,000円	

●障害者雇用継続援助事業に基づく助成金

助 成 金 名		対象となる障害者	助成率	限 度 額	支 給 期 間
1 中途障害者作業施設設置等助成金	・第1種 (設置または整備)	・中途障害者である身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者	2 / 3	設置等 障害者1人につき 450万円 (一会計年度につき 一事業所あたり 4,500万円)	3 年間
	・第2種 (賃借)	・上記の障害者である在宅勤務者		賃借 障害者1人につき 月 13万円	
	2 重度中途障害者等職場適応助成金	・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・45歳以上の中途障害者である身体障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者	障害者1人あたり 月 3万円 (重度身体障害者または精神障害者である短時間労働者にあっては月2万円)		

●身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		一 級	二 級
視 覚 障 害		両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	平衡機能障害		
音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害			
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
	下 肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	体 幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの 1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
心臓、じん臓又は呼吸器の障害又はぼうこう又は直腸の機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

級 別		三 級	四 級
視 覚 障 害		1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
聴 能 の 障 害 又は 平衡機能の障害	聴 覚 障 害	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの (耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平 衡 機 能 障 害	平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	体 幹		1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害		1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	上 肢 機 能		体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	移 動 機 能		不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 心 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じ ん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 機 能 障 害	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級 別		五 級	六 級
視 覚 障 害		1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの
聴 能 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	聴 覚 障 害		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの (40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
	平 衡 機 能 障 害	平衡機能の著しい障害	
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害			
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
	下 肢		1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	体 幹		体幹の機能の著しい障害
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 機 能 障 害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
心 臓、じん 臓 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害 若 し く は 呼 吸 器 又 は 小 腸 若 し く は 直 腸 若 し く は 小 腸	心 臓 機 能 障 害		
	じん 臓 機 能 障 害		
	呼 吸 器 機 能 障 害		
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		
	小 腸 機 能 障 害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		

級 別		七 級		
視 覚 障 害				
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害			
	平 衡 機 能 障 害			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
		移動機能	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	心 臓 機 能 障 害			
	じ ん 臓 機 能 障 害			
	呼 吸 器 機 能 障 害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小 腸 機 能 障 害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			